

支那人間に於ける食人肉の風習

桑原隲藏



一國の歴史を闡明するには、その一國の記録だけでは不足を免れぬ。是非その國と關係深き他國の記録をも、比較參考する必要がある。支那歴史の研究者としては、支那本國の史料の外に、日本、朝鮮、安南等の記録を參考するは勿論、遠く西域諸國の記録をも利用せなければならぬ。兩漢以來、支那の國威が四表に張ると共に、その國情が次第にキリスト教國や、マホメット教國の間に傳はり、又此等遠西の諸國民も極東に觀光して、その見聞を公にした。此等の見聞録の中には支那の風俗世態等に關して、往々本國の記録に見當らぬ貴重な材料を供給するものも尠くない。極東に關係あるギリシア、ラテンの記録は、略 Coedes 氏の *Textes d'Auteurs Grecs et Latins relatifs à l'Extrême-Orient* に備はり、マホメット教徒の記録、その地理に關係ある部分を主としてあるが、は、大體 Ferrand 氏の *Relations de Voyages et Textes géographiques Arabes, Persans et Turks relatifs à l'Extrême-Orient* に纏められてある。

ギリシア、ラテンの記録は、しばらく措き、マホメット教徒のそれは中々價值が多い。數あるマホメット教徒の記録の中で、その内容の豊かなる點より觀ても、將た又その年代の古き點より觀ても、所謂『印度支那物語』を第一に推さねばならぬ。この物語は前後の二篇に分かれ、前篇は Solayman の記録で、後篇は Abū Zayd のそれである。

Solayman は東洋貿易商で、親しく支那に出掛けてその風俗人情を視察した。彼の記録は彼自身に執筆したものでなく、多分彼の見聞を材料として、他の無名の作者が筆録したものと想はれるが、免に角へチラ曆二三七年即ち西曆八五一年に出來たことは疑を容れぬ。Abū Zayd は Šraf の産で、彼自身支那の地を踏まぬけれど、當時 Šraf はヘルシマ灣頭第一の貿易港として、東洋貿易に従事する商賈の出入頻繁であつたから、彼は此等の商賈に就いて傳聞せる所を筆録したもので、へチラ曆三〇三年、即ち西曆九一六年頃の作と認められて居る。要するに『印度支那物語』は、大體に於て西曆九世紀、即ち唐の後半期に於ける、支那人の風俗習慣を知るべき、尤も

有益なる尤も面白き材料である。

『印度支那物語』のアラブ語原本は、今日パリの國民文庫に現存して居る。この原本の來歴は、委細は Reinaud の著書 (Relation des Voyages etc. Tome I, pp. iii-vi) に載せてあるから、態ここに紹介する必要がない。この物語は今日まで尠くとも左の如く三度歐洲語に譯出された。

(一) 西曆一七二八年に、フランスの Renaudot が初めて之を佛語に翻譯した。その表題を Anciennes Relations de l'Inde et de la Chine de deux Voyageurs Mahometans qui y allèrent dans le IXième siècle とす。彼は同時にその本文に對して若干の註解を加へた。Renaudot の佛譯は間もなく一七三三年に英譯せられ、その英譯は更に明治四十三年 (西曆一九一〇) に我が東京で翻譯された。東京版の英譯は間々誤植がある。吾が輩は Renaudot 佛譯を有せぬ。また一七三三年版の英譯も左右に備付けてない。故に已むをえず東京版の英譯を使用して居る。その後本論文のほぼ脱稿する頃に、岩崎家の東洋文庫の好意により Renaudot の佛譯及びその一七三三

年版の英譯を借覽することが出来た。併し東京版の英譯の方が、我が學界に普及して居るであらうといふ點酌もあり、旁本論文中に引用せる Renaudot 譯は、すべて東京版の英譯の頁數を指示することにした。尚ほ東洋文庫から以上の外、三四の著者、雜誌、論文の融通を受け、尠からざる裨益を得た。茲に附記して感謝の意を表する。

(二) 西曆一八四五年に、フランスの有名なるアラブ學者の Reinaud が、アラブ語の原本に添へて、新にその佛譯を公にした。Relation des Voyages faits par les Arabes et les Persans dans l'Inde et à la Chine dans le IXe siècle de l'ère chrétienne が、この新佛譯の表題である。Reinaud はこの物語の序論として、中世に於けるアラブ人の東洋貿易界に於ける活躍の歴史を附し、又その本文に對して尠からざる註解を施した。

(三) 一昨年 (西曆一九二二) の末に、同じくフランスの Ferrand 氏が、『東洋古典叢書』(Les Classiques de l'Orient) の第七卷として、新にこの物語の佛譯を公にした。表紙には單に Voyage du Marchand Arabe

Solayman en Inde et en Chine rédigé en 851 と題してあるが、その内容は Renaudot や Reinand のそれと同様で、前篇は Solayman 後篇は Abû Zayd の記録を収めてある。

『印度支那物語』はしかく早くしかく廣く、學界に紹介されたに拘らず、その内容は未だ十分に研究されて居らぬと思ふ。尠くともこの物語中に紹介されてある、支那人の風俗、習慣等に關しては、從來何等權威ある研究が發表されて居らぬ。Renaudot や Reinand の古き註解がこの點に就いて不十分なることは、特に言明する迄もない。

吾が輩はこの缺陷を遺憾に思ひ、最近四五年來、アラビアと支那との交通を研究すると共に、この物語中に見えて居る支那人の風俗、習慣の研究にも手を着けた。研究の方針として吾が輩は、

(1) この物語と時代を同じくする、唐時代の事蹟に關する支那人の記録に對照して、この物語の記事の確實なることを證明すること。

(2) 不幸にして唐時代に關する支那人の記録に、直接の證據見當らぬ場合には、唐以前の、若くは唐以後の事蹟で、この物語の記事と相發明するに足るものを、支那人の記録中から探求し、これより推して、アラブ人の所傳の信憑すべき程度を明瞭にすること。

(3) 『印度支那物語』の記事にも間々誤謬がある。この誤傳を支那人の記録に據つて證明すること。

(4) アラブ人の所傳と發明すべき、若くは關係ありと思はれる記事が、諸外國人の記録中に見當る場合は、成るべく之を蒐集して參考に供すること。

以上の四點、殊に最初の三點に重きを置いた。

吾が輩は『印度支那物語』に據つて、唐代の支那人の風俗、習慣を研究する序に、出來得べくんば、更に溯つてその風習の起源、又は沿革をも探討したいと心掛けて居る。之が爲に問題によつては、先秦時代より現時に至るまで、上下三千餘年に亙つて、支那文獻を涉獵するは勿論、時には廣く諸外國人の記録をも參考せなければならぬ場合も尠くない。かかる事情の下に、注意に價する

程の結果を収めることは、豫期以上の困難を感じたが、併し今日ではこの未開の學田から、多少の收穫を得たかと思ふ。故に不十分を自覺しつつ、その收穫の一部を發表することにした。

支那人間に於ける食人肉の風習は、獨立した一論文として茲に掲載したが、實は上述の如き研究の一端に過ぎぬ。従つて發表の形式も、普通の場合と異にして、『印度支那物語』の記事を論文の冒頭に掲載することにした。爾後若し引續きこの物語に關する研究の結果を發表する場合には、之と同様の形式を採りたいと思ふ。『印度支那物語』の記事に就いては、Renandot, Reinaud, Ferrand 三氏の譯文を参考したが、大體に於て學界に廣く用ひられて居る Reinaud 譯に據ることにした。但し彼此の譯文に、注意に價する程の相違がある場合には、特にその旨を附記する。

戸
六

() 支那では時々地方の都督 (gouverneur) が、

その最高の王 (即ち皇帝) に對して盡すべき服従を缺くことがある。かかる場合には、彼 (その都督) は首を刎られ、食べられて仕舞ふ。支那人は刀劍で殺害された (即ち病死にあはざる) すべての人を食用する (Reinaud; Tome I, pp. 52-53. Ferrand; p. 67)。

Renandot の譯は、單に、

支那皇帝の領土内にある都督が罪を犯す時は、彼は死に處せられ、食べられて仕舞ふ。概していへば、支那人は死に處せられた、すべての (罪) 人を食用する (p. 25)。

となつて居る。

() 支那帝國はこれ (黃巢の亂) 以來、かつてアレキサンダーがタリウスを殺させ、ペルシアの土地をその (部下) 將軍達 (généraux) に分つた時に、ペルシアが陥つたと同様の状態となつた。支那の各地方の (割據せる) 都督達は、一層その勢力を増進せんが爲に、君主 (souverain 即ち皇帝) の許可も命令もなしに、各自 (勝手) に同盟を結んだ。彼等の一人が (より劣勢なる) 他 (の都督) を討ち滅ぼすに従ひ、彼は後者の所領を併せ、

その土地をすべて荒し、その住民を食ひ盡くした。事實支那人の法律は、人肉を食ふことを認可し、人肉が諸市場 (marchés) で、公然と販賣されて居る (Renaudot; pp. 34-35. Reinaud; Tome I, pp. 67-68. Ferrand; p. 78)°
 Renaudot 譯は、「支那人の法律」(La loi chinoise) の代りに「彼等の宗教の法規」(the laws of their religion) となつて居る。その他は大同小異に過ぎぬ。

Ferrand 譯はこの文章の前半に於て多少の相違があつて、

支那はキスラー (Kisra) の時、アレキサンダーがタリウス大王を殺さしめて、ペルシアをその將軍達の間に分つた時に、ペルシアが陥つたと同様の状態となつた。支那の(各)地方の行政權を篡つた叛逆徒 (rebells) (即ち獨立せる地方都督達) は、國王の許可も命令もなしに、(勝手に) 彼等の目的を貫徹すべく、相互に助け合つた。彼等の一人がより強大となつて、より劣勢の者を打ち倒すと、征服者 (Vainqueur) はその國を奪ひ、すべてを荒し、その住民のすべてを食ひ盡くした。

となつて居る。以下の文句には殆ど相違がない。

二 () 三 支那では既婚の男子が既婚の女子と姦通する時は、(彼等は) 死刑に處せられる。泥棒 (voleurs) 及び人殺 (を行つた人) 達 (meurtriers) も、之と同様である。彼等 (死刑犯罪者) を殺す方法を茲に示す。……罪人を望み通りの状態に置くと、特にその用途に定められて居る筈を以て、罪人の身體の中で、致命を與へ得べき部分を毆打する。毆打の數は一定して居つて、それを超過することは許されない。かくてその罪人は蟲の息を餘すばかりであるから、彼を食べるに違ひない人々(の手) に引渡して仕舞ふ (Renaudot; pp. 35-36. Reinaud; Tome I, pp. 69-70. Ferrand; pp. 79-80)°
 Ferrand 譯の前半は、
 以前身持の良かった二人の男女が、姦通を行ふと、(彼等は) 死刑に處せられる。泥棒及び刺客達 (assassins) も同一の罰を受ける。(此等の) 死刑犯罪者は次の如き方法で、刑を執行される。

となつて居る。

以上が『印度支那物語』中に見えて居る、支那人の

Cannibalism に關する記事のすべてである。この物語を佛譯したフランスの Reinaud は、この記事に疑惑を挟み、當時支那は紛亂を極めて、殆ど無政府ともいふべき時代であつたから、或は一時的現象として、かかる蠻風が存在したかも知れぬが、恐らくはマホメット教徒 Abû Zayd 訛傳で、事實に非ざるべしと解釋して居る (Relation des Voyages. Tome II, pp. 41-42. Note 139)。併しこれは Reinaud が、支那に古代から食人肉の風習が存在し、殊にこの物語の時代、即ち唐末に於て、この蠻風が尤も廣く尤も盛に流行した事實を知らざる故に、Solayman や Abû Zayd の所傳には、何等誤謬がないのである。

一三
一四
一一

支那人は世界に誇負すべき悠遠なる文化を有せるに拘らず、彼等は古代から現時に至るまで、上下三千餘年に亙つて、繼續的に Cannibalism の蠻習をもつて居る。恐らく世界の中で支那人程、豊富な Cannibalism の史料

を傳へて居る國民は他にあるまい。古代から支那人が食人肉の風習を有したことは、經史に歴然たる確證が存在して、毫も疑惑の餘地がない。『韓非子』の難言篇に據ると、殷の紂王は自分の不行跡を諫めた人々を罪し、翼侯を炙とし、鬼侯を腊とし、梅伯を醢にしたといふ。炙は人肉を炙ること、腊は人肉を乾すこと、醢は人肉を窪み、麩や鹽を雜へて酒漬にすることで、何れも人肉を食用に供することを前提とした調理法に過ぎぬ。紂王は又文王の子の伯邑考といふを煮て羹となし、その羹を文王に食せしめたといふことで、西晉の皇甫謐の『帝王世紀』

『史記正義』の殷本紀の注に引く所に據る に、

文王之長子曰伯邑考。質於殷。為紂御。紂烹

為羹賜文王曰。聖人當不食其子羹。文王食

之。紂曰誰謂西伯聖者。食其子羹尚不知也。

と記してある。

『帝王世紀』や『韓非子』は、殷末を距ること遠い記録で、それらの記事は、その儘に信憑出來ぬとしても、春秋戰國時代に降ると、支那人間に食人肉の風習の行はれたことは、その當時の記録に明記されて居つて疑ふこと

が出来ぬ。第一春秋の覇者を代表する齊桓晉文、何れも人肉を食用した。齊の桓公が魯國に對して、その仇敵たる管仲の引渡しを要求した時の口上を、『左傳』の莊公九年の條に、「管仲讎也。請受而甘心焉」と記してある。『史記』の齊世家に同一事を、「請得而醢之」と記して居る。怨ある人若くは罪ある人の肉を醢することは、春秋戰國時代を通じて、支那では決して稀有でなかつた。例へば宋人が宋の閔公を弑した南宮萬や猛護を醢にしたことが、『左傳』莊公十二年の條に見えて居る。孔門の子路が衛國の内亂の際に、その反對黨の爲に殺されて肉を醢にせられ（『禮記註疏』卷六、檀弓上）、又齊の碗王の軍が燕に侵入した時、燕の奸臣子之を醢にしたといふ（『史記集解』燕世家の註に引く所の『汲冢周書』）。人肉食用の風習の存在を承認せずには、人肉を醢するといふ記事を了解することが六ヶ敷い。

『韓非子』に、

桓公好^燻味。易牙蒸^燻其首子^燻而進之（二柄篇）。

といひ、又、

易牙爲^燻君主^燻味。君之所^燻未^燻嘗^燻食^燻。唯人肉耳。易牙

蒸^燻其首子^燻而進^燻之。君所^燻知也（十過篇）。

といふに據ると、桓公はその嬖臣易牙の調理した、子供の人肉を食膳に上せて、舌鼓を打つたものと認めねばならぬ。

晉の文公は天下を周游した際、齊に往き桓公の女を娶つて、茲に一生を託せんとした。彼の舅にして從臣たる狐偃は之を憂ひ、彼に酒を勧め、その沈醉中に齊を引き拂つた。酒覺めて後ち、此の處置に不満を懷いた文公は狐偃を罵つて、「吾食^燻舅氏之肉^燻其知^燻厭乎」（『國語』晉語四）といひ、之れと對して狐偃は、「偃之肉腥甑。將焉用^燻之」（同上）と申して居る。この問答の裡にも、髣髴として當時食人肉の風習の存在せしことを肯定せしむるではないか。しかのみならず文公はその周游中、食盡きた時に、從臣の一人なる介子推の股肉を食して飢を凌いだことが、『莊子』の盜跖篇に、

介子推至忠也。自割^燻其股^燻。以食^燻文公^燻。

と記してある。

晉の文公の子襄公の時、晉が秦と兵を交へた。秦軍大敗してその大將の百里奚孟明視等が捕虜となつた。秦の

方では襄公にこの孟明視等の引渡しを願つて、自分の手で嚴重な處分を加へたい希望を申出た。『左傳』の僖公三十三年の條に、その事實を「寡君若得而食_燻之不_燻厭」と記してある。秦の君（穆公）が、孟明視等の肉を食つても、飽き足らぬ程怒つて居るといふ意味である。又楚の莊王の時、楚が晉に會戰することの可否に就いて、楚の令尹たる孫叔敖と、莊王の嬖臣の伍參と、意見を異にして爭論せし有様を、『左傳』の宣公十二年の條に、

嬖人伍參欲_燻戰。令尹孫叔敖弗_燻欲。曰。……戰而不_燻捷。參之肉其足_燻食乎。參曰。……不_燻捷。參之肉將_燻

在_燻晉軍_燻可_燻得_燻食乎。

と記載してある。『戰國策』の中山策の條を見ると、中山の君がその臣下に外國に内通する噂ある者に對して、吾_燻食_燻其肉_燻。不_燻以_燻分_燻人_燻と申して居る。此の如き不忠なる者には殺戮を加へ、その肉は自分一人にて飽食するといふことで、惡むこと甚しき意味を述べたものであらう。齊人魯仲連が邯鄲城内で、趙をして秦を尊んで帝を稱せしむべく運動中の、梁の將軍新垣衍に面會して、その運動の不可なる所以を説き、「吾將_燻使_燻秦_燻王_燻。烹_燻醢_燻梁_燻王_燻」

と申して居る（『史記』卷八十三、魯仲連傳）。秦の帝となり天下を統一した曉には、趙や梁（魏）の國王の生殺の權は、秦王の掌握に歸すといふ意味である。此等の記事を以て、當時の支那人が人肉を食用した、直接の證據に供することは、或は多少早計かも知れぬ。併し此の如き食_燻肉_燻とか醢_燻肉_燻とかいふ言顯法の慣用さることは、その根柢に、人肉食用の事實の存在を前提とせねば、理會し難いと思ふ。かかる文句の疊見することは、やがて古代の支那人間に、Cannibalism の行はれた、間接の證據に供して差支あるまい。

東周の定王の十三年（西曆前五九四）に、楚の莊王が宋を圍んだ。宋軍は糧食空乏して、遂に和を願ひ出でたが、『左傳』にその事を記して、

敝_燻邑_燻易_燻子_燻而_燻食_燻。析_燻骸_燻而_燻爨_燻（宣公十五年）。

といひ、『列子』の説符篇に同一事を記して、

楚_燻攻_燻宋_燻圍_燻其_燻城_燻。民_燻易_燻子_燻而_燻食_燻之_燻。析_燻骸_燻而_燻炊_燻之_燻。

といふ。『戰國策』の齊策に、齊の田單が聊城に燕軍を攻圍した時の有様を記して、食_燻人_燻炊_燻骨_燻とある。秦漢以後の記録にも、よく此等と同一、若くは類似の文句が見當

戰時代に、楚の項羽は漢の高祖の父太公を擒として、之を俎上に置いて高祖を威嚇した。高祖は之に對して「幸分^爆我一^爆嬌羹^爆」と對へて居る。高祖は又彭越を誅戮し、その肉を醢にして、徧く諸侯に賜うた（『史記』卷九十一、黥布傳）。この應對、この處分は、何れも食人肉の風習と關係あるものであるまいか。

支那には古來飢饉が多い。飢饉の場合には一般に人肉食用が行はれる。試に『前漢書』後漢書に據つて、兩漢時代に於ける實例を示すと下の如くである。

年代 「記事」(出典)

- 〔高祖二年(西曆前二〇五)?〕 「漢興接^爆秦之敝^爆。諸侯竝起。民失^爆作業^爆。而大飢饉。凡米石五千。人相食。死者過半。高祖乃令^爆民得^爆賣^爆子^爆。就^爆食^爆蜀漢^爆。」
 (『前漢書』食貨志)
- 高祖二年(前二〇五)六月 「關中大飢。米斛萬錢。人相食。令^爆民就^爆食^爆蜀漢^爆。」(『前漢書』高祖本紀)
- 武帝建元三年(前一三八)春 「河水溢^爆于平原^爆。大飢。人相食。」(『前漢書』武帝本紀)

武帝(建元六年(前一三五)?) 「河南貧人傷^爆水旱^爆。萬餘家。或父子相食。」(『資治通鑑』建元六年條)

武帝(鼎元三年(前一一四)四月) 「關東郡國十餘飢。人相食。」(『前漢書』武帝本紀)

元帝初元元年(前四八)九月 「關東郡國十一。大水。飢。或人相食。轉^爆旁郡錢穀^爆。以相救。」(『前漢書』元帝本紀)

元帝初元二年(前四七)六月 「齊地飢。穀石三百(?)餘。民多餓死。琅邪郡人相食。」(『前漢書』食貨志)

成帝永始二年(前一五) 「梁國平原郡。比年傷^爆水災^爆。人相食。」(同右)

王莽天鳳元年(一四) 「緣邊大饑。人相食。」(『前漢書』王莽傳)

王莽地皇三年(一二)二月 「關東人相食。」(同右)

〔王莽時〕 「北邊及青徐地。人相食。雒陽以東米石二千。」(『前漢書』食貨志)

〔光武帝建武元年(二五)?〕 「民饑餓相食。死者

數十萬。長安爲虛。城中無^糧人行^糧。」(『前漢書』王莽傳)

光武帝建武二年(二六) 「三輔大饑。人相食。城郭皆空。白骨蔽^野。」(『資治通鑑』建武二年條)

安帝永初二年(一〇八)正月 「時州郡大饑。米石二千。人相食。老弱相^棄道路^糧。」(『後漢書』安帝本紀註)

同三年(一〇九)三月 「京師大饑。民相食。……

詔曰。朕……至^糧令^糧百姓饑荒。更相噉食^糧。永懷悼歎^糧。」(『後漢書』安帝本紀)

同三年(一〇九)十二月 「并涼二州大饑。人相食。」(同右)

桓帝元嘉元年(一五一)四月 「任城梁國饑。民相食。」(『後漢書』桓帝本紀)

桓帝永壽元年(一五五)二月 「司隸冀州饑。人相食。」(同右)

靈帝建寧三年(一七〇)正月 「河內人婦食^夫。河

南人夫食^婦。」(『後漢書』靈帝本紀)

麥一斛二十萬。人相食啖。白骨委積。」(『後漢書』獻帝本紀)

獻帝建安二年(一九七) 「是歲饑。江淮間民相食。」(同右)

就中王莽の末年天下騷擾の際に、Cannibalism が尤も廣い範囲に行はれた。『後漢書』卷六十九あたりの列傳を一瞥しても、容易に當時の光景を想像することが出来る。三國兩晉以來隋唐時代にかけても、支那人の Cannibalism の證據は澤山見える。一々の歴擧は餘りに煩雜なるを恐れて見合せ、その泰甚なる實例四五だけを紹介したい。東晉の末に孫恩といふ海賊があつて、東南沿海地方を暴掠し睦つた。彼は各地方の縣令を擒にすると、その肉を醢にして縣令の妻子に食はしめ、躊躇する者は支解した。醢^糧 諸縣令^糧。以食^糧其妻子^糧。不^糧肯食^糧者。輒支^糧解^糧之^糧。」(『資治通鑑』晉紀三十、隆安三年の條) といふ。慘酷至極の話ではないか。

君に反き上に逆ふ不忠の輩は、之を殺戮してその肉を食ひ、若くは官民をしてその肉を食はしむることは、支

那の古代から實行されて居つて、決して珍らしい事實でない。隋の煬帝が叛臣の斛斯政を捕へて之を誅戮し、その肉を煮て、百官をして之を食せしめた。百官の或る者は、成るべく多量にその肉を飽食して、煬帝の歡心を買つたといふ（『資治通鑑』隋紀六、大業十年の條）。やや事情を異にするが、宋の文帝を弑して、一時帝位を篡つた劉劭の羽翼となつた張超之は、やがて失敗すると、將校士卒の爲に殺害せられ、且つ彼等の餌食となつた。

（張超之）……爲亂兵所殺。割腸膈心。燻剖其肉。諸將生噉之。焚其頭骨（『宋書』卷九十九、二凶傳）。

これが當時の記載である。

『資治通鑑』貞觀十七年（西曆六四三）の條に、太宗がその猛將丘行恭が逆臣の心肝を食したことを責めて、

尉游文芝告代州都督劉蘭成謀反。……蘭成坐

腰斬。右武侯將軍丘行恭探蘭成心肝食之。上

聞而讓之曰。蘭成謀反。國有常刑。何至如此。

若以爲忠孝。則太子諸王先食之矣。豈至卿邪。

行恭慙而拜謝。

とある。太宗の見識は流石であるが、唐一代を見渡すと、依然としてこの野蠻な私刑（？）が、實行され又は默許された。玄宗時代の宦官楊思理が、賊臣に内通した官吏を處分した時の狀況が、『舊唐書』に「探取其心。截去手足。割肉而啖之」（卷百八十四、宦官傳）と記されてある。徳宗時代の大将李懷光は、その養子の石演芬が、己に反對するのを怒つて、その左右に命じて之を燻食せしめんとした（『資治通鑑』唐紀四十六、興元元年の條、『舊唐書』卷百八十七、下、忠義傳）。されば Solayman の傳ふる所（）は悉く事實と認めねばならぬ。隋唐時代の支那人は反逆者を殺して、その肉を食したことも事實であれば、彼等は病死の者を除き、杖殺された又は斬殺された者の肉を、平氣で食用したことも事實である。

支那人の Cannibalism の實例を擧ぐる場合に、決して隋末唐初に出た朱粲のことを逸してはならぬ。彼は劇賊の首領で、二十萬の部下を率ゐて中原を横行し、到る所で居人を掠奪殺戮して糧食に充てた。『舊唐書』にこの事實を次の如く記述してある。

（朱粲）軍中罄竭。無所掠虜。乃取嬰兒蒸而噉

之。因令^糧軍士^糧曰。食之美者。寧過^糧於人肉^糧乎。但令^糧他國有^糧人。我何所^糧慮。即勒^糧所部^糧。有^糧略得^糧婦人小兒^糧。皆烹^糧之^糧分給^糧軍士^糧。乃稅^糧諸城^糧堡^糧。取^糧小弱男女^糧。以益^糧兵糧^糧（卷五十六、朱粲傳）。

有名なる顔之推の子の顔愍楚は、朱粲の軍に囚はれてその幕僚となつたが、後に軍中食に乏しくなると、彼の一家を擧げて朱粲に噉ひ盡されたといふ。彼は人から人肉の滋味を聞かれた時、「若噉^糧嗜^糧酒^糧之人^糧。正似^糧糟藏^糧猪肉^糧」と答へて居る。誠に驚くべき食人鬼ではないか。

一七
一八
四

古來支那で革命の起る際には、國內の秩序が立たず、又擾亂の爲に農耕が廢して、穀物が缺乏するから、自然人肉の食用が盛に行はるるのが一の慣例となつて居る。既に東漢の王充が、「敗亂之時。人相啖食」(『論衡』卷二十、論死篇)と公言した程である。就中唐の末期に、この蠻風が前代の慣例以上に甚しく流行した。この事實が當時支那に往來した、マホメット教徒の見聞に觸るるの

は、當然と申さねばならぬ。今試に『資治通鑑』に據つて、Abu Zayd の時代に當該する、四十年間に起つた食人肉に関する記事を左に開列する。勿論こは『資治通鑑』一書に見えた記事のみで、他の公私の記録を廣く涉獵したものでないから、必しも當時に於ける人肉食用の事實を、悉く網羅したものでないことを、特に附記して置く。

年代 「記事」

- 1 唐僖宗中和二年(八八二)四月 「長安城中。斗米直三十縑。賊賣^糧(買?)人於官軍以爲^糧糧^糧。官軍或執^糧山寨之民^糧(良民避亂入^糧山寨^糧柵自保者)鬻^糧之。人直數百縑。以^糧肥瘠^糧論^糧價^糧。」
- 2 僖宗中和三年(八八三)六月 「時民間無^糧積聚^糧。(黃巢)賊掠^糧人為^糧糧^糧。生投^糧於碓^糧。併^糧骨食^糧之。號^糧給糧^糧之處。曰^糧吞磨^糧。」
- 3 僖宗光啓三年(八八七)六月 「揚州^糧城中乏^糧食。(樵採路絕。宣州軍始食^糧人。)
- 4 同年九月 「高駢在^糧揚州城內^糧道院^糧。秦彥供給甚薄。左右無^糧食。至^糧然^糧木像^糧。煮^糧束帶^糧食^糧之。

- 有燬相陷者。」
- 5 同年十月 「楊行密圍燬廣陵（揚州）。且燬半年。
城中無燬食。米斗直錢五十緡。草根木實皆盡。以燬董泥燬為燬食燬之。餓死者大半。宣燬州軍掠燬人。詣燬肆賣燬之。驅縛屠割。如燬羊豕燬。訖無燬一聲燬。積骸流血。滿燬於坊市燬。」
- 6 僖宗文德元年（八八八）二月 「李燬罕之。所部。不燬耕稼燬。專以燬剽掠燬為燬貨。陷燬人為燬糧燬。」
- 7 昭宗龍紀元年（八八九）六月 「楊行密圍燬宣州燬。城中食盡。人相陷。」
- 8 昭宗大順二年（八九一）四月 「王燬建陰令燬東川將唐友通等。擒燬韋燬昭度親吏駱保於行府門燬。鬻燬食之燬。」
- 9 同年七月 「孫儒燬悉焚燬揚州廬舍燬。盡驅燬丁壯及婦女燬度燬江。殺燬老弱燬以燬充燬食燬。」
- 10 昭宗景福二年（八九三）二月 「李燬克用逆燬王鎔軍燬。戰燬於叱日嶺下燬。大破燬之。斬首萬餘級。河東軍無燬食。脯燬其尸燬而陷燬之。」
- 11 昭宗乾寧元年（八九四）五月 「王建攻燬彭州燬。城中人相食。」
- 12 昭宗天復二年（九〇二）十一月 「是冬大雪。鳳翔燬城中食盡。凍餒死者。不燬可燬勝燬計。或臥未燬死。已為燬人所燬。市中賣燬人肉燬。斤直錢百。犬肉直五百。李燬茂貞儲。亦竭。以燬犬彘燬供燬御膳燬。上燬鶻御衣及小皇子衣於市燬。以燬充燬用燬。」
- 13 昭宣帝天祐三年（九〇六）九月 「璠軍築燬壘圍燬滄州燬。……城中食盡。丸燬土而食。或互相掠啖。」
- 14 後梁太祖開平三年（九〇九）十二月 「劉守光圍燬滄州燬。……城中食盡。民食燬董泥燬。軍士食燬人。……呂珪選燬男女羸弱者燬。飼以燬麩麩燬而烹燬之。以燬給燬軍食燬。謂燬之宰殺務燬。」
- 15 太祖乾化元年（九一一）八月 「劉燬守光怒燬孫鶴之諫燬己。伏燬諸質上燬。令燬軍士燬而噉燬之。」
- 16 末帝貞明二年（九一六）九月 「晉人圍燬貝州燬踰燬年。……城中食盡。噉燬人為燬糧燬。」

(17) 末帝龍德二年(九三二)九月、「鎮州食竭力盡……
 (一晉軍入城)執(張)處瑾兄弟家人。及其黨高濛、
 李壽、齊儉。送行臺。趙人皆請而食之。」

上の2)に紹介した黄巢の賊徒の狼藉は、『舊唐書』卷二百下の黄巢傳に、今少しく詳細に、

關東仍歲無耕稼。人餓倚牆壁間。賊俘人而食。

日殺數千。賊有春磨砮。爲巨碓數百。生納人

於臼碎之。合骨而食。

と記してある。數千幾萬の無辜の良民を、生きながら碓にて春き、碓にて磨して食用に供するとは、誠に前代未聞の慘事と申さねばならぬ。殊に又賊軍討伐の任に當れる官軍が、却つて良民を執へ、之を金に換へて賊軍の糧食に資するが如きは、支那以外の他國では、到底見當らぬ咄々怪事と思ふ。

唐の中世以後揚州は支那第一の大都會であつた。當時揚一といふ諺があつて、富庶繁華を以て天下に冠絶して居つた。所が唐末紛擾の際に、殊に當時の軍界の元勳た

る淮西節度使の高駢が失勢して以來、揚州は群雄爭奪の區となり、多年修羅の巷となつた。『舊唐書』にその光景を傳へて、次の如く記してある。

廣陵(揚州)大鎮。富甲天下。自(畢)師鐸、秦彦之後。孫儒(揚)行密。繼踵相攻。四五年間。連

兵不息。廬舍焚蕩。民戶喪亡。廣陵之雄富掃地矣

(卷百八十二、秦彦傳)。

この間揚州の住民は、文字通りに塗炭の苦を受け、魚肉の厄に罹つた。『五代史記』に上の5)に紹介した同一事實を記して、

是時城中倉庫空虛。飢民相殺而食。其夫婦父子。自

相牽。就屠賣之。屠者。别如羊豕(卷六十一上、

吳世家)。

と傳へて居る。酸鼻至極の記事ではないか。

揚州は唐代の外國貿易港の一つで、多數のマホメット教徒が茲に滞在して居つた(大正八年十月の『史學雜誌』に掲げた拙稿「イブン・コルダード」に見えたる支那の貿易港」六一—六四頁^{一九})。黄巢の反亂は廣く且つ詳に、マホメット教徒の間に知られて居つた(Reinaud: Relation

des Voyages. Tome I, pp. 6 (9) (10) の李克用の場合の「」
 ときは、大體に於て後者に屬すべきもので、Abū Zayd
 の記事の正確なることを保證すべき實例である。敵國を
 侵略若くは併合する際に、敵の捕虜を噉食するといふ蠻
 習は、この以後でも時々支那で實行された。北宋の初期
 の乾徳元年（西曆九六三）に、宋軍が湖南征伐を行つた
 際、宋の兵馬都監李處耘の部下は敵の捕虜を噉食した。
 『宋史』に「」の事實を、

（宋軍）至_釋放山皆_釋。賊棄_釋皆走。俘獲甚衆。（李）
 處耘釋_釋所_釋俘體肥者數十人_釋。令_釋左右分_釋啗之_釋。黥_釋
 其少健者_釋。令_釋先入_釋朗州_釋。……黥者先入_釋城_釋。言_釋
 被_釋擒者悉為_釋大軍所_釋擒_釋。朗人大懼。縱_釋火焚_釋城而潰_釋
 （卷二百五十七、李處耘傳）。

と記してある。この李處耘は實に宋の太宗の皇后、即ち
 明德皇后の實父に當るから驚く。

李處耘と關聯して憶ひ出されるのは、同時代の王繼勳
 である。彼は宋の太祖の皇后即ち孝明皇后の近親である
 が、性疎暴で屢 その使役せる子女を殺し食したといふ。

この人に關しては、南宋の趙與時の『賓退録』卷七に下
 の如く傳へてある。

本朝王繼勳。孝明皇后母弟。太祖時屢以_釋罪_釋貶。後
 以_釋右監門衛率府副率_釋。分_釋司_釋西京_釋。殘暴愈甚。強
 市_釋民間子女_釋。以_釋備_釋給_釋使_釋。小不_釋如_釋意_釋。即殺而食_釋
 之_釋。以_釋磔_釋貯_釋其骨_釋。棄_釋之_釋野_釋外_釋。女僧及鬻_釋棺
 者。出_釋入_釋其門_釋不_釋絕_釋。太宗即位。會有_釋訴_釋者_釋。斬_釋
 于洛陽市_釋。

但 Abū Zayd が支那人の法律は人肉を食することを認
 可すといへる一節は、多少の説明を要する。既に孟子も
 「獸相食。且人惡_釋之_釋」（梁惠王上）と申して居る位で、支
 那人とて人肉の相食むのを尋常の出來事として看過する
 筈がない。現に唐の張巡が忠義の爲とはいへ、人肉を食
 したことに對してすら、一部の非難があつた（『新唐書』
 卷百九十二、張巡傳）。支那人の法律が主義として人肉
 食用を公認する筈がない。されど Abū Zayd の時代、即
 ち唐末から五代の初期にかけて、支那國內の秩序亂れ綱
 紀壞ぶれ、所在の市場で人肉の公賣されたことは、疑な
 き事實である。『五代史記』も『資治通鑑』も、揚州の

市場で公然人肉の販賣された事實を明記してある。即ち事實としては、當時の支那官憲は、人肉の食用と販賣に對して、何等の禁制を加へなかつた。此の如くして Abu Zayd 傳ふる所のこの一節も、亦大體に於て事實と認めねばならぬ。

二〇二
五

唐末五代以後も、支那人の Cannibalism は依然行はれた、この一千年間に於ける正史野乘を遍ねく探つたならば、Cannibalism の例證は恐らくは山にも比し得る程と思ふ。吾が輩はかかる例證を一一探討する餘暇もなく、又かかる例證を一一羅列する必要をも感ぜぬ。ただこの期間に起つた尤も酷烈なる Cannibalism の記事二三を茲に掲げて、全貌窺測の資料に供したい。

北宋末から南宋の初期にかけて、女真人の入寇により、支那を擧げて紛擾の裡に陥つた。この際例によつて所在に人肉食用が流行した。就中南末の莊綽の『雞肋編』(『說郛』二十七所收)に記する所、尤も酸鼻を極めて居る。

自^燒靖康丙午歲(西曆一一二六)。金狄亂^燒華。六七年間。山東、京西、淮南等路。荊榛千里。米斗至^燒數十^燒。且不可^燒得。盜賊官兵以至^燒民居(居民?)^燒更相食。人肉之價賤^燒于^燒犬豕^燒。壯者一枚。不^燒過^燒十五斤^燒。軀暴以爲^燒腊^燒。登州范溫率^燒忠義之人^燒。紹興癸丑歲(西曆一一三三)。汎^燒海到^燒錢塘^燒。有^燒至^燒行在(杭州)^燒猶食者^燒。老嫂(瘦?)男子婦女。更謂^燒之饒把火^燒。婦人少女者。名^燒之下^燒羹羊^燒。小兒呼爲^燒和骨爛^燒。又通目爲^燒兩脚羊^燒。唐^燒止朱^燒絜一賊^燒。今百^燒倍于前數^燒。殺戮、焚溺、飢餓、疾疫、陷墮。其死已衆。又加^燒之以^燒相食^燒。……不^燒意^燒以^燒老眼^燒。親見^燒此^燒時^燒。嗚呼痛哉。

この兩脚羊とは兩脚を有する羊の意味で、人間を羊同様に食用するから起つた名稱である。和骨爛とは骨と肉を併せて火食する、下羹羊は『輟耕錄』卷九に引けるものは不美羹となつて居る。これは羹の料に供するより起つた名稱で、饒把火とは肉硬くして燃料を多く要するより起つた名稱かと思ふ。

元朝の末期に出た陶宗儀の『輟耕錄』卷九にも、その

當時の事實として、『雞肋編』に劣らざる、否遙にそれ以上と認むべき悲惨な記事を傳へて居る。

天下兵甲方殷。而淮右之軍。嗜食_燻人。以_燻小兒_燻爲_燻

上。婦女次_燻之。男子又次_燻之。或使_燻坐_燻兩缸間_燻。外

逼以_燻火。或於_燻鐵架上_燻生炙。或縛_燻其手足_燻。先用_燻

沸湯_燻澆_燻。却以_燻竹帚_燻刷_燻去_燻苦皮_燻。或乘_燻夾袋中_燻。

入_燻巨鍋_燻。活_燻礮。或_燻作_燻事件_燻(?)而淹_燻之。或

男子則止斷_燻其雙腿_燻。婦女則特_燻猴_燻其兩乳_燻酷毒萬狀。

不_燻可_燻具_燻言_燻。

活人をその儘火炙にするとか、袋に入れ鍋で礮るとか、その手足を縛し熱湯をかけて皮膚を爛らし、竹帚にてその皮膚を洗刷する等、千歳の下猶ほ聞く者をして毛髮疎然たらしむるではないか。此の記事の如きは、單に支那人の食人肉の一材料のみでなく、又支那人の残忍性を證明するべき一材料と思ふ。

明の謝肇澄の『文海披沙』卷七に、左の如き記事がある。

我太祖高皇帝時。開平王常遇春妻甚_燻妬。上賜_燻侍女_燻。

王悅_燻其手_燻。妻即斷_燻之。王憤且_燻恨。入朝而色不_燻懌。

上詰再三。王始具對。上大笑曰。此小事耳。再賜何妨。且飲_燻酒寬_燻懷。密令_燻校尉數人_燻至_燻王第_燻。誅_燻

其妻_燻支_燻解_燻之。各以_燻一鬻_燻賜_燻群臣_燻。題曰_燻悍婦_燻之

肉_燻。肉至。王尚在_燻座。即以_燻賜_燻之。王大驚謝歸。怖

惋累曰。此事千古之快。其過_燻唐太宗_燻萬萬矣。

唐の太宗は、曾て兵部尚書の任環に二宮女を賜ふたが、

任環の妻柳氏は妬で、二宮女を虐待した。太宗は態

柳氏を招きて懇諭したが、柳氏は頑として聽入れぬ。一

天萬乘の太宗も、已むを得ずして二宮女を別宅に安置さ

せたことが、唐の張鷟の『朝野僉載』に見えて居る。謝

肇澄は明の太祖と比較すべく、この故事を引用したので

ある。さるにても天子の尊に居る明の太祖が、公然かかる

蠻行を敢てするとは驚くべきでないか。更に一代の達

識を以て稱せらるる謝肇澄が、この蠻行を稱揚して千古

の快事など放言するに至つては、愈 呆るる外ない。

明末清初に流賊横行の際に、例によつて、到る處で人

肉食用の蠻行が起つた。この事實は、當時の支那人及び

外國人の記録に散見して居るが、その代表として、清初

の顧山貞の『客滇述』の一節を紹介する。

（明永明王永曆元年（西曆一六四七））四川大飢。民相食。有婦夫婦父子互食者燻。蓋甲申（西曆一六四四）以來。大亂三年。民皆逃竄。無人人耕種燻。而宿糧棄廢又盡。故飢荒至燻此。……嘉定州則斗米三十金。成都、重慶。俱五十金。……成都人多逃入雅州燻。採野菓燻而食。亦多流流燻入土司燻者。死亡滿路。屍纒倒燻地。即為燻人割去燻。雖斬燻之不可燻止。……成都食燻人尤甚。強者聚燻衆數百。掠燻人而食。若燻屠燻羊豕燻然。綿州大學士劉宇亮少子。亦為燻強盜所燻食。……男子肉每斤七錢。女子肉每斤八錢。塚中枯骨。皆掘出為燻屠以食焉。

三三三
六

支那の雜劇、稗史、小説等のうちにも、人肉食用の記事の尠からざることは、有名なフランスの Bazin が夙に注意して居る（Chine Moderne. pp. 460, 461）。此等の記事を、その儘に事實として受取り難くとも、かかる記事の存在その者を、支那人間に Cannibalism の行はれ

た、一旁證と認めて差支あるまい。吾が輩はこの方面の智識誠に貧弱であるが、その貧弱な智識の中から二三の例を左に紹介する。

元曲中に「趙禮讓肥」がある。王莽の末年に於ける天下騷亂の際に、趙孝、趙禮といふ二人の兄弟が、亂を宜秋山下に避けて、母親に孝養を盡して居つた。所が一日弟の趙禮が、馬武といふ盜賊の頭目の手に捕獲された。馬武は彼自身、

某今在燻這宜秋山虎頭寨燻。落草為燻寇燻。也是不燻得燻已而為燻之。每燻一日燻要燻喫燻一副人心肝燻。今日拿燻住燻一頭牛燻。欲燻待燻殺燻壞燻他燻。

と告白して居る通り、この趙禮を料理して食に充てんとした。弟の不運を聞き知つた趙孝は、早速馬武の營下に到つて、弟の身代りに立たんことを哀求した。かくて馬武の面前で、趙孝、趙禮の兄弟が、身の肥瘦を競ひ死を争つた。さしも鐵心腸の馬武も、二人の友情に感動して、之を放免した。やがて東漢一統の世となると、馬武は用ひられて天下兵馬大元帥となり、彼の推擧で趙孝趙禮兄弟も、それぞれ出世するといふのが、この劇の筋書であ

る(『元曲選』第二十九册參看)。この趙孝趙禮の墓は、今も直隸省昌平縣の西北の賢莊口にあるといふ(『光緒昌平州志』卷十)。趙孝趙禮の事蹟は『後漢書』に、

及天下亂^燹。人相食。(趙)孝弟禮爲^燹餓賊所^燹得。孝

聞^燹之即自縛。詣^燹賊曰。禮久餓羸瘦。不^燹如^燹孝肥飽^燹。

賊大驚竝放^燹之。謂曰可^燹且歸。更持^燹米糒^燹來^燹。孝求

不^燹能^燹得。復往報^燹賊。願^燹就^燹烹。衆異^燹之。遂不^燹害

(卷六十九、趙孝傳)

と見えて居る。「趙禮讓肥」一劇はこの史實に本づくことがわかる。

食人肉の風習の行はるる支那では、趙孝趙禮の如く、兄弟若くは父子夫婦の間に、肥を譲つた事例は必しも稀有でない。『後漢書』一書の中からでも、幾多の實例を擧ぐるに難くない。「趙禮讓肥」の作者秦簡夫と、ほぼ時代を同くする李仲義の妻劉氏の如きも、かかる代表の一人として擧ぐる事が出来る。

劉氏名翠哥。房山人。至正二十年(西曆一三六〇)縣

大饑。平章劉哈刺不花乏^燹食。執^燹李仲義^燹欲^燹烹^燹。

之。……劉氏……涕泣伏^燹地。告^燹於兵^燹曰。所^燹執^燹者

是吾夫也。乞^燹矜^燹憐^燹之。貸^燹其生^燹。吾家有^燹醬一甕。

米一斗五升^燹。窖^燹于地^燹中。可^燹掘^燹取^燹之^燹以代^燹吾夫^燹。

兵不^燹從^燹。劉氏曰。吾夫瘦小不^燹可^燹食。吾聞^燹婦人肥黑

者味美。吾肥且黑。願^燹就^燹烹^燹以代^燹夫死。兵遂釋^燹其

夫^燹而烹^燹劉氏。聞^燹者莫^燹不^燹哀^燹之。(『元史』卷二百

一、列女傳)。

『演義三國志』第十九回到、劉備が呂布の爲に小沛を陥られて、敗走の途中、獵戸の劉安の家に宿せし時、劉安は劉備にその妻の肉を進めたことを記して、

當下劉安聞^燹豫州牧至^燹。欲^燹尋^燹野味^燹供^燹食^燹。一時不^燹

能^燹得^燹。乃殺^燹其妻^燹以食^燹之。玄德曰。此何肉也。安

曰。乃狼肉也。玄德不^燹疑^燹。遂飽食^燹了一頓。天晚就

宿。至^燹曉^燹將^燹去。往^燹後院^燹取^燹馬。忽見^燹一婦人殺^燹於

廚下^燹。臂上肉已都割去。玄德驚問。方知^燹昨夜食^燹者。

乃其妻之肉^燹也。

とある。

また『隔簾花影』の第三十八回到に、南宋の岳飛が揚州を回復して、かねて金軍の手先となつて支那人を虐待した、所謂漢奸の重なる者を捕へて處分した時の光景を描

いて、

那時百姓ソノトキ。上千上萬セントクマントナリ……走致揚州府前。市心裏。

那裏等得開刀燵。早被百姓們上來トモ。備一刀。我一

刀。零分碎。去吃了。只落得一個孤樁ノコス ヒトツノボウ。在シバラケ市

心燵。開燵了。煙取心肝五臟燵。纔割下頭燵來。

とある。『水滸傳』には隨所に食人肉の記事が見えて、一々

開列するに堪へぬ。その第十回に、朱貴が梁山泊畔に酒

店を開き、往來の富商を劫略することを記して、

輕則蒙汗藥シヒレクスリノア麻翻。重則登時結果スグサヤコロシ。將精肉燵爲燵子燵。

肥肉煎油點燈燵。

とある。第二十六回には張青夫婦が行人を殺害して、そ

の肉にて肉饅頭を作つて販賣することを記して、

這等肥胖コフトツヤツ。好做燵黃牛肉燵賣燵。那兩箇瘦蠻子カウ マシマシシヤン。只好

做燵水牛肉燵賣燵。

といひ、その人肉料理場の有様を描きて、

張青便引燵武松燵。到燵人肉作坊裏燵看時燵。見燵壁上ハリ

着ツケ幾張人皮燵。梁上吊ツリ着ツケ五七條人腿燵。見燵那兩箇公

人燵。一顛一倒。挺著燵在燵剥人瘠上燵。

といふ。第三十五回に掲陽嶺の酒店裏で、宋江一行が、

如今江湖上歹人ワルモ。多有。萬千好漢。着燵了道兒燵的。酒

店裏下燵了蒙汗藥燵。麻翻了。劫燵了財物燵。人肉把來

做燵饅頭餡子燵。

と取沙汰して居る。その第四十二回に李逵が李鬼を殺害

して、その肉を肴に食事する光景を描いて、

李逵盛燵飯來。喫燵了一回。看着燵自笑道。好癡漢。放燵著

好肉燵。在燵面前燵。却不燵會燵喫燵。拔燵出腰刀燵。便去燵

李鬼腿燵上燵。割燵下兩塊肉燵來。把燵些水燵洗淨燵。竈裏

抓燵些炭火燵來。便燒。一面燒。一面喫。喫得飽了。

とある。

二四二五

七

上來紹介した幾多の例證の明示する如く、支那人が古
來人肉を食用した事實に就いては、何等の疑惑を容れぬ。
さて更に一步を進めて、支那人が人肉を食用する動機を
たづねると、中々複雑で一様でない。或は人肉を食して泥
棒すると容易に發覺せぬといふ迷信（唐の段成式の『西
陽雜俎』卷九、盜俠篇參看）から來るものもあれば、或

は金の元帥紇石烈牙忽帶の如く、一部將の妻が、その與へし猪肉を食せざるを憤り、羊肉の如く見せかけて、之に人肉を食せしめて、自己の惡戯氣質を満足せしむるもあれば（金の劉祁の『歸潛志』卷六參看）、更に唐の玄宗時代の宦官の楊思理の如く、自分の殘忍性を満足せしむる爲に、罪人の心肝を取り、手足を截り、肉を割いて之を食ふものもある（『舊唐書』卷百八十四、楊思理傳）。されど比較的普通な動機は、大約（一）飢饉の時に、人肉を食用する場合、（二）籠城して糧食盡きた時に人肉を食用する場合、（三）嗜好品として人肉を食用する場合、（四）憎惡の極、怨敵の肉を噉ぶ場合、（五）醫療の目的で人肉を食用する場合の五種に區別することが出来る。以下一々の場合に就いて、少しく詳論して見たい。

一 飢饉の時人肉を食用する場合。

申す迄もなくこの場合が一番普通である。所が支那殊に北支那では、頻繁に飢饉が起る。英國の Hosié が曾て *Journal of China Branch of Royal Asiatic Society* N.S. XII 12 Droughts in China from A.D. 620 to 1643 と題する論文を公にした。この論文は『欽定古今圖書集

成』の庶徵典の旱災部の記事を資料としたもので、必しも完全なものとはいへぬが、しばらく之に據ると、この一千二十三年間に於ける五百八十三年は、旱災に罹つたといふ。水害も中々多い。この水旱の爲に飢饉の頻發するものも、亦已むを得ざる次第といはねばならぬ。一旦飢饉となると、交通の不便な支那では、穀物の價が想像以上に暴騰する。古代の支那に於ける米の價は一斗四十錢乃至五十錢を普通とし、最も賤き時は斗米一錢以下のこともあるが（『漢書』食貨志上）、最も貴き時は、斗米七十八萬錢にも達した（『通鑑』梁紀十七、太清二年の條）。平常より大約二萬倍の暴騰に當る。此の如き場合に貧民は到底生命を維持することが出来ぬ。

支那には古く常平倉義倉等、備荒の用意が出来て居つて、已に Solayman もこの設備の良好なることを紹介して居る（Reinaud: *Relation des Voyages*, Tome I, p. 39）。それとこの設備も概していへば、名あつて實なきものが多い。現に唐時代の實際を觀ても、太宗時代に設置した義倉及び常平倉は、高宗時代より次第に壞れ、玄宗時代に一旦復興したけれども、久しからずして廢して居

る(『新唐書』食貨志)。故にこの方面より来る救濟の實效も表面程多くない。歴代の支那政府は、水旱毎に救恤を怠らぬが、中間に介在する官吏の私利によつて、上恵が多く下達せぬ。西漢の汲黯が專斷を以て、河内の倉粟を發して饑民を救濟した如き(『漢書』卷五十、汲黯傳)、明の王竑が獨斷を以て、廣運倉を開いて饑民を全活した如き(『明史』卷百七十七、王竑傳)、又『元史』に張養浩が私錢を出して饑民を賑恤したことを記して、

天曆二年(西曆一三二九)關中大旱。饑民相食。特

拜陝西行臺中丞。……登車就道。遇饑者則賑之。

死者則葬之。……時斗米直十三緡。……聞饑民

間有殺子以奉母者。爲之大慟。出私錢以濟之。

之(卷百七十五、張養浩傳)。

といへるが如き、奇特な官吏もあるが、こは寧ろ寥々たるもので、その大多數は之を機會に中飽の慾を恣にするに過ぎぬ。後漢の獻帝の興平元年(西曆一九四)に、大饑饉が起つた時、獻帝は太倉の米豆を出して饑民を救助せしめたに拘らず、京師に餓莩が續出した。之に疑惑を挾んだ獻帝は、その面前にて救恤の米豆を檢數せしめて、

關係官吏の不正を發覺し、その不正官吏を處罰してから、救助の實績が擧つたといふ(『後漢書』卷九、獻帝本紀)。之と類似の實例は、歴代の記録に疊見して居つて、一々列擧するに堪へぬ。免に角朝廷の賑恤も、十分に下民に徹底せぬ場合が多い。

以上の如き事情の下に、支那では大饑饉の時に、他國人の到底想像し得ざる程多數の餓死者を出す。比較的信憑すべき報道に據ると、道光二十九年(西曆一八四九)の凶荒には、一千三百七十五萬人が餓死し、光緒三四年(西曆一八七七—一八七八)の饑饉には、九百五十萬人が餓死したと傳へられて居る(Rockhill: Inquiry into the Population of China. {Smithsonian Miscellaneous Collections, Vol. 47, Part 3}, pp. 313, 316)。されば大饑饉の時に、支那人の間に人相食といふ事件の現出するのは、當然と申さねばならぬ。最近民國九年(西曆一九二〇)に於ける北支那の饑饉には、諸外國からの救助も相當に行き渡つたから、人肉食用の蠻行は起らなかつた様であるが、光緒四年の饑饉には、この蠻行が實現して居る(Williams: Middle Kingdom. Vol. II, p. 736)。

上に紹介して置いたHosieの論文に、唐初から明末に至る、約一千年間に於ける饑饉に伴つて起つたCannibalismの事蹟をも注意してあるが、擧一漏九底のもので決して完全でない。支那でやや大なる饑饉があれば、Cannibalismが殆ど必然的に現出する。歴代正史の食貨志や、五行志に見える實例だけでも驚くべき程多い。正史以外の野乘隨筆等に散見する事例も、中々尠くない。饑饉に伴つて起るCannibalismは、支那では餘りに普通で、態列擧する必要を見ぬ。多數の實例の中より、二三の場合だけを左に掲げる。

建炎三年（西曆一一二九）山東郡國大饑、人相食。時金人陷燒京東諸郡燒。民聚爲燒盜。至車載燒乾尸燒爲燒糧（『宋史』卷六十七、五行志五）。

嘉定二年（西曆一二〇九）春、兩淮、荊襄、建康府大饑。斗米錢數千。人食燒草木燒。淮民燒道燒。食盡。發燒瘞燒。繼燒之。人相噬（同上）。

嘉熙四年（西曆一二四〇）正月、臨安大饑。饑者奪燒食于路燒。市中殺燒人以賣。盜于燒隱處燒掠燒賣人燒以微燒利。日未燒晡。路無燒行人燒（『御批通鑑輯覽』卷九十）。

二）。

清の紀昀の『閱微草堂筆記五種』所收の『如是我聞』卷二に、明末饑饉の際に起つた、人肉發賣に關する左の悲惨事を載せてある。

明季河北五省皆大飢。至屠燒人燒鬻燒肉。官弗燒能燒禁。有燒客在燒德州景州間燒。入燒逆旅燒午餐。見燒有燒少婦燒。裸體伏燒俎上燒。其手足燒。方汲燒水洗滌燒。恐怖戰悚之狀。不可燒忍視燒。客心憫惻。倍燒價贖燒之。釋燒其縛燒助燒之。著燒衣手觸燒其乳燒。少婦輒然曰。荷燒君再生燒。終身賤役無燒所燒悔。然爲燒婢媼燒則可。爲燒妾盍燒則必不可。吾惟不燒蕪燒肯事燒一夫燒。故鬻燒諸此燒也。君何遽相輕薄耶。解燒衣擲燒地。仍裸體伏燒俎上燒。瞑目受燒屠。屠者恨燒之。生燒割其股肉一燒爨燒。哀號而已。終無燒悔意燒。惜亦不燒得燒其姓名燒。

この記事は、支那人のCannibalismに關する一材料たるのみならず、同時に支那婦人の貞操觀を知るべき屈竟の一資料と思ふ。昔楚が呉の爲に大敗して、楚の昭王は妹の季 十四五歳の少女 を伴ひて逃亡した時、か弱き季 は、從者鍾建といふ者に負はれて、難を

避けた。難平いで後、季の結婚問題が起るや、季は鍾建に負れて、既に彼此接觸したから、鍾建の外に男子には嫁し難しと主張して、遂に鍾建に降嫁したことがある(『左傳』定公五年條、『資治通鑑』後周紀一參觀)。この季と、かの失名の少婦との間に、その婦徳自から相通ずる所あると思ふ。

二六
二七

(二) 籠城して糧食盡きた時に、人肉を食用する場合。

食人肉の風習を有する支那人は、若し彼等が重圍の中に陥つて、糧食盡くる際には、人肉を以てその不足を補充するのが、古來殆ど一種の慣例となつて居る。さきに引用した『左傳』の宣公十五年の條に、楚が宋を圍んだ時の記事に、「易糶子而食」とあるを始め、同様若くば、類似の記事が歴代の史料に疊見して居るが、しばらくその中の三四を左に紹介する。

後漢の末に一代の義士臧洪が、袁紹の爲に雍丘に圍まれて食竭きた時、彼はその愛妾を殺して部下の將卒の食

に充てた(『後漢書』卷八十八、臧洪傳)。梁の武帝が反臣侯景の爲に建康の臺城に圍まれた時、官軍糧食に乏しく、馬肉に人肉を雜へて飢を凌いた(『南史』卷八十、侯景傳)。唐の安祿山の賊軍が有名な張巡、許遠を睢陽に圍んだ時、城中食竭くると、張巡はその愛妾を殺し、許遠はその奴僕を殺して士卒に饗した。『舊唐書』卷百八十七、張巡傳に、當時の状況を次の如く描いてある。

攻圍既久(睢陽)城中糧盡。易糶子而食。折骸而饗。

人心危恐。慮將有變。張巡乃出其妾。對三

軍殺之。以饗軍士。曰。諸公爲國家。戮力守

城。一人心無二。經年乏食。忠義不衰。巡不能

自割肌膚。以啖將士。豈可惜此婦人。坐視

危迫。將士皆泣下。不忍忍食。巡強令食之。許

遠初殺奴僮。以哺卒。乃括城中婦人。既盡。

以男女夫老小繼之。所食人口三萬。人心終不離

變。

精忠義烈な張巡の後に、かかる悲惨な陰翳が伴つて居る。心ある支那人の中には、早く當時から張巡の不慈を非難した者も絶無ではないが(李肇の『唐國史補』卷上

の李翰論張巡の條參看)、一般の支那人は、かかる所行を格別不人情とは認めぬやうである。

唐末から五代にかけて、城守の際に、人肉食用の蠻行が頻發したことは、さきに紹介した『資治通鑑』の(5) (7) (13) (14) (16)等の記事に據つて疑ふ餘地がない。

五代の趙思縮は、食人鬼として著聞して居るが、彼が長安で後漢の攻圍を受けた時の光景を、『資治通鑑』には、

趙思縮好食人肝。嘗面剖而膾之。膾盡人猶未死。

又好以酒吞人膽。謂人曰。吞此千枚。則膽無敵矣。及長安城中食盡。取婦女幼稚爲軍糧。日計數而給之。每犒軍。輒屠數百人。如羊豕。

法(後漢紀三、乾祐二年の條)。

と記し、『五代史記』卷五十三の趙思縮傳には、

長安城中食盡。趙思縮殺人而食。每犒宴。殺人數百。庖宰一如羊豕。思縮取其膽。以酒吞之。語其下曰。食膽至千。則勇無敵矣。

と傳へて居る。

蒙古の太宗が、金を伐ち、その國都遼京を攻圍した時

も、城民は饑餓に苦んだ。『歸潛志』の著者の劉祁は籠城

者の一人として、當時の悲惨極まる光景を詳細にその書中に記載してある。

米一々升直銀二兩。貧民住々食人。殍死者相望。

官日載數車出城。一夕皆食其肉淨盡。縉紳

士女。多行于街。民間有食其子。錦衣寶器

不能易米升。人朝出不敢夕歸。懼爲飢者殺而

食。平日親族交舊。以一飯相避于家。……至

于箱、篋、鞍、諸皮物。凡可食者。皆據而食之。『歸潛志』卷十一、錄大梁事の條)。

元末天下騷擾の際、張巡の再生と呼ばれる褚不華が、

淮安を固守すること五年に亙つたが、至正十六年(西曆

一三五六)十月に城の陥る頃には、城中糧盡きて盛に人

肉を食した。

賊(軍)……攻圍(淮安城)。日益急。(官軍)總兵者

屯下番。相去五百里。按兵不出。凡遣使十九輩

告急。皆不聽。城中餓者仆道上。即取啖之。一

切草木、螺蛤、魚蛙、燕烏。及籐皮、鞍、革箱

敗弓之筋皆盡。而後父子、夫婦、老穉更相食。撒屋

爲薪。人多露處。……城陷。不華猶據西門力鬪。

中燭傷見燭執。爲燭賊所燭斃（『元史』卷百九十四、褚不華傳）。

これがその当時の記録である。

その後約三百年を経て、明末の李自成が開封を攻圍した時の惨状は、更に一層甚しい者がある。當時の史料に『守墩日志』がある。籠城者の一人李光の筆録したもので、備さに開封城中の糧食缺乏の有様を傳へ、その崇禎十五年（西曆一六四二）八月初八日の條に、

人相食有誘而殺之者。有群捉一人燭殺而分食者。每瓶擒獲一輩。輒折脛擲城下。兵民競取食之。至八月終九月初。父食子。夫食妻。兄食弟。姻親相食。不燭可燭問矣。

と記して居る。清初に出た大梁（開封）の人周在浚の『大梁守城記』には、同一事を一層詳細に傳へて、

（崇禎十五年）八月三日。五城巡兵俱割級。獻周邱。挾重賞。仍賣民間燭糧。一首率三四金。或云皆良民。四日。中丞勒富民巨室追買燭糧。初猶公舉輸勸。已而掲告。已而搜括。望炊烟而入。萬竈皆冷。……絶者折燭金。每石八十金。至一百二十

金。……每燭至一家。以燭大針數百燭鑽稚子膚。鍛鍊之方。極其哀慘。匿燭糧者。有司懸賞募告。……

八日。人大相食。初猶食燭死人。死者戒不燭敢哭。

至是有燭誘殺強殺者。九月初。則父子兄弟更相食。

白骨載燭道。初猶熟食。後生食矣。……十六日。命燭

鄉約報燭民間牛驢馬驢。充燭兵餉。肉一斤。當燭兵

糧一斤。五日而盡。……二十日以後。食燭牛羊皮襖、

靴箱、馬鞍。……未燭幾人面皆腫。……城之五隅。皆

有燭鹽坡。坡上生燭蔓草。民以爲燭美。爭攫之。以綯

布燭網紅蟲。一斤獲燭錢數千。……糞蛆盈燭器。亦

數百錢。盡則食燭膠泥馬糞。有燭騎而過者。捨而

隨之。水蟲馬糞。皆燭而食之。……九月初。城中

駱山積。斷髮滿燭路。天日爲昏。存者十之二。枯

垢如燭鬼。河牆下敲燭。人骨。吸燭其髓。

といふ。明末には可なり多數の宣教師が支那に入り來り、その若干は開封にも滞在し居つた。その一人なる Roderic de Figueredo（費樂德）の如きは、開封陥落の時に城と運命を共にして溺死した（Cordier, Histoire générale de la Chine, Tome III, p. 84）。從つてこの開封の惨事は、

彼らの記録にも傳へられてある。Martin Martini (衛匡國)の所傳は、下の如く大體に於て『守墩日記』や『大梁守城記』とよく一致して居る。

六ヶ月間に亙る六賊軍の攻圍によつて、開封城中の食糧が竭きた。米の一ポンドは同目方の銀と交換せられ、腐敗せる古皮の一ポンドは十クラウンに賣買されるといふ有様である。死人の肉は豚肉同様に公然と市場で販賣されて居る。死人の屍を通衢に曝らして、他人の食料に供することは、大なる功德と認められた。やがて強者の餌食となるべき運命を知らぬ弱き饑人達は、この屍の肉で露命を維つゝいだ (Bellum Tartaricum {Semedo; History of China} p. 270°)

比較的近代の事實としては、阿片戦争の時 (西曆一八四一) 廣東でも人肉を食せし事あり (Chinese Repository Vol. X) 同治年間に起つた回教徒の叛亂中にも往々 Cannibalism が現はれた。同治五六年 (西曆一八六六—一八六七)の間に、巴里坤城内在住の漢民は、回匪に糧道を斷たれた結果、遂に人肉を食用して居る (清の魏光燾の『戡定新疆記』卷一)。その約二年前の同治三四年

(西曆一八六四—一八六五)の頃に、カシユガル城が重圍の裡に陥つた時、城中の支那人及び之に味方したトルコ人等は、糧食に竭きて人肉を食した。

最後に彼等は五人又は六人づつ組を作り、蚤取り眼で餌食を捜がし歩く。單獨なる行人に出會ふと、彼等はこの不幸なる犠牲者を物陰に引き込みて殺害し、その骨立せる軀體に僅に残れる肉を、各自に分配した (Visits to High Tartary, Yarkand and Kashgar. p. 48°)

これがその後間もなく千八百六十八年に、カシユガル地方を觀光した英人 Shaw の傳へる報道である。咸豐十一年 (西曆一八六一)に、長髮賊徒の一根據地たる安慶が陥る頃には、三年に亙つて官軍の攻圍を受けた城中の住民は、人肉を以て、糧食に當て、人肉一斤は銅錢四十文にて市場に賣買されたといふ (Wilson; The Ever-Victorious Army. p. 79°)

三) 嗜好品として人肉を食用する場合。

(こは勿論特別の場合に限る。所が支那では、この特別なべき場合が、存外頻繁に起るから驚く。已に紹介した齊の桓公が、易牙の子を食したのは、異味を賞翫するといふ理由で、この場合の一例と認めねばならぬ。隋の朱粲や五代の趙思縮も亦人肉愛用者の中に加へねばなるまい。朱粲が當初人肉に口を着けたのは、食糧の缺欠に由るが、彼が人肉を第一の美食と公言せる以上、彼は當然人肉愛用者と認めねばならぬ。趙思縮に就いては五代末(?)の無名氏の『玉堂閑話』(『太平廣記』卷二百六十九所引)に、

趙思縮……凡食^燻人肝^燻六十六。無^燻非^燻面割^燻而膾^燻之。
至^燻食^燻欲^燻盡^燻。猶^燻宛^燻轉^燻叫^燻呼^燻。而^燻戮^燻者^燻人^燻亦^燻一^燻二^燻萬^燻。嗟^燻乎^燻。
儻^燻非^燻名^燻將^燻仗^燻皇^燻威^燻而^燻勦^燻之^燻。則^燻孰^燻能^燻剪^燻滅^燻黔^燻黎^燻之^燻。

と傳へて居る。随分驚くべき話ではないか。

唐の張鷟の『朝野僉載』に、薛震が人肉を愛用せし事を記して、

武后時。杭州臨安尉薛震。好食^燻人肉^燻。有^燻債^燻主^燻及^燻奴^燻。詣^燻臨^燻安^燻。止^燻於^燻客^燻舍^燻。飲^燻之^燻醉^燻。竝^燻殺^燻之^燻。水^燻銀^燻和^燻煎^燻。并^燻骨^燻銷^燻盡^燻。後^燻又^燻欲^燻食^燻其^燻婦^燻。婦^燻知^燻之^燻。踰^燻牆^燻而^燻逃^燻。以^燻告^燻縣^燻令^燻。令^燻詰^燻之^燻。具^燻得^燻其^燻情^燻。申^燻州^燻錄^燻事^燻奏^燻。奉^燻勅^燻杖^燻一^燻百^燻而^燻死^燻。

といふ。同書に同時代に施州刺史であつた獨孤莊といふ者が、病中に人肉を好み、部下の奴婢の死せる者の肉を求めて食したことを傳へて居る。薛震といひ獨孤莊といひ、泰平無事の日に、相當の官職を帯べる身分で、かかる嗜好を有すとは、誠に不思議と申さねばならぬ。唐の徳宗憲宗時代の重臣に張茂昭がある。本は奚種族であるが、祖父の時代から中國に歸化して居り、彼自身は節度使から中書令に進み、死後太師まで贈られた。唐の盧言の『盧氏雜說』(『寶退錄』卷七所引)に、この張茂昭に就いて次の如く傳へて居る。

張茂昭爲^燻節^燻鎮^燻。頻^燻喫^燻人^燻肉^燻。及^燻除^燻統^燻軍^燻到^燻京^燻。班^燻中^燻有^燻人^燻問^燻曰^燻。尚^燻書^燻在^燻鎮^燻。好^燻食^燻人^燻肉^燻。虛^燻實^燻。笑^燻曰^燻。人^燻肉^燻腥^燻而^燻甄^燻。爭^燻堪^燻喫^燻。

所謂問ふに落ちずして、語るに落ちるものであるまいか。

嗜好品として人肉を食した者の代表として、五代の高
 澧を逸することが出来ぬ。元末の陶宗儀の『輟耕録』巻
 九に、古來食人の事實を列記せる中に、

三國志云、吳將高澧、好使酒嗜殺人而飲其血。

日暮必於宅前後掠行人而食之。

とある。併し『三國志』には一切かかる記事が載せてな
 い。北宋の路振の『九國志』(『粵雅堂叢書』本)巻二に、
 高澧を傳して、

〔高〕澧嗜酒好俠。殺人而飲其血。日暮必於宅

前後掠行人而食之。

とある。疎忽な陶宗儀は、『三國志』を『三國志』と間違
 へ、嗜酒好侠の句を、好使酒嗜と書き誤つたに相違ない。
 支那人の著録に、往々『輟耕録』の記事をその儘に襲踏せ
 るものを見受けるが、不注意千萬と申さねばならぬ。高
 澧とほぼ時を同くして袁從簡がある。彼は後唐、後晉に
 歴任して、節度使、上將軍に出世したが、好んで人肉を
 食した。『五代史記』、卷四十七に、

〔袁〕從簡好食人肉。所至多潛捕民間小兒。以

食。

と記してある。袁從簡の家はもと屠羊を世業としたから、
 顯官となつて後も、かかる野蠻な習癖を有したものと見
 える。好んで人肉を食した人は、唐代から五代を経て、
 北宋初期の人に多い。宋初の柳開は歐蘇の先驅者として、
 文學史上相當名の聞えた人で、已に『宋史』の文苑傳(卷
 四百四十一)にも載せられてあるが、彼も亦この嗜好を有
 して居つた。南宋初期の蔡條の『鐵圍山叢談』巻三に、
 「〔柳〕開喜生膾人肝。且多不法。謂尚仍五季亂習」と
 記してある。

明初の新安王有燻は太祖の第五子なる周定王の子で、
 太祖の孫に當る皇族であるが、平常人肉を嗜食した。明
 の沈徳符の『野獲編』巻二十八に、この王に就いて、

性狼戾。嗜生食人肝及腦膽。常以薄暮。伺

過門者。輒誘入殺而食之。其府第前。日未晡。即

斷行跡。…… 梟。乃出帝系。亦宗藩異事

也。

と述べて居る。金枝玉葉の身で、かかる嗜好を有すると
 は、眞に咄々怪事でないか。

Marco Polo (Yule and Cordier; Vol. II, p. 225) 1

據ると、福建地方の或る住民は、好んで病死にあらざる人間の肉を食ふ。かくて彼等は殺害された人間の肉を捜索しまはる。彼等は人肉の味を素敵 (Excellent) として賞美するといふ。既に Yule の注意せし如く、この住民とは福建の山間に棲息する原住種族を、指すものであらう。此等の原住種族は、早く支那人間に、山魅又は野人などと稱せられ、人肉を食すと傳へられて居る (『太平寰宇記』卷一百、福州の條參看)。従つてこの記事は支那人の Cannibalism の資料に利用し難いかと思ふ。

三三
三三

(四) 憎惡の極、怨敵の肉を噉ふ場合。

支那人はその怨敵に對する時、よく欲_煙噬_煙其肉_煙とか、食_煙之不_煙厭_煙とか、將_煙た魚_煙肉_煙之_煙とかいふ文字を使用するが、こは決して誇張せる形容でなく、率直なる事實である。彼等は生きたる怨敵の肉を噉ふは勿論、死んだ怨敵の肉すら噉ふことが稀有でない。生者を噉へば之に苦痛を與へ得るが、死者の場合は、屍を鞭打つと同様の心理

に本づくものと想ふ。春秋戰國時代から、この風習の存在したことは、已に述べて置いたから、茲に繰り返さぬ。漢室を篡奪した王莽が、後に敗死した時の有様を『漢書』に、

軍人分_煙裂_煙王_煙莽_煙身_煙。支_煙節_煙肌_煙骨_煙。斃_煙分_煙。爭_煙相_煙殺_煙者_煙數十_煙人_煙。……傳_煙莽_煙首_煙詣_煙更_煙始_煙。縣_煙宛_煙市_煙。百姓共_煙提_煙擊_煙之_煙。或_煙切_煙食_煙其_煙舌_煙 (卷九十九、王莽傳下)。と載せてある。梁の賊臣侯景、及びその參謀の王偉が、後に失敗して殺戮された時、市民百姓等は競つてその肉を噉食した。前者に就いては『南史』卷八十に、

及_煙侯_煙景_煙死_煙。王_煙偉_煙僧_煙辯_煙截_煙其_煙三_煙手_煙。送_煙齊_煙文_煙宣_煙傳_煙首_煙江_煙陵_煙。果_煙以_煙鹽_煙五_煙斗_煙置_煙腹_煙中_煙。送_煙於_煙建_煙康_煙。暴_煙殲_煙之_煙于_煙市_煙。百姓_煙爭_煙取_煙。屠_煙膾_煙羹_煙食_煙。皆_煙盡_煙。并_煙碣_煙陽_煙公_煙主_煙亦_煙預_煙食_煙例_煙。景_煙焚_煙骨_煙揚_煙灰_煙。曾_煙懼_煙其_煙禍_煙者_煙。乃_煙以_煙灰_煙和_煙酒_煙飲_煙之_煙。首_煙至_煙江_煙陵_煙。元_煙帝_煙命_煙梟_煙於_煙市_煙三_煙日_煙。然_煙後_煙據_煙而_煙漆_煙之_煙。以_煙付_煙武_煙庫_煙。

と記してある。碣陽公主は梁の武帝の孫女であるが、侯景の婦となつたから、衆怒に觸れて食肉されたものと想ふ。

王偉に就いては、『梁書』卷五十六に、

及傳囚傳送江陵傳。烹傳於市傳。百姓有傳遭傳其毒傳者傳。竝傳割炙食傳之傳。

と記してある。

隋唐以來も同一の事例が疊見して居る。君上の怒に觸れ、民衆の怨を買つた者の、噉食された場合が稀有でない。隋の煬帝は叛臣斛斯政を烹て、百官にその肉を噉はしめ、『資治通鑑』隋紀六、大業十年の條)、隋末關西に割據した薛舉の子薛仁果は、有名なる文人庾信の子庾立を捕獲して、その降らざるを怒り、之を火上に磔し、その肉を割いて軍人に噉しめた(同上隋紀八、義寧元年の條)。同じく隋末に河北を寇掠した賊首張金禾が、官軍に捕獲された時の光景は、『資治通鑑』隋紀七、大業十二年の條に、次の如く記載されて居る。

吏立傳木於市傳。懸傳其頭傳。張傳手足傳。令傳仇家割傳食傳之傳。未傳備死問傳。歌謳不傳備輟傳。

唐の則天武后時代の酷吏に來俊臣がある。酷吏の代表として後世にまで聞えて居るが、この來俊臣が後に棄市せられた時、民衆は争つてその肉を割食した。『資治通

鑑』唐紀二十二、神功元年の條に、

仇家爭噉傳來俊臣之肉傳。斯須而盡。抉傳眼剥傳面傳。披傳腹出傳心傳。騰傳蹶成傳泥傳。

と見えて居る。唐の玄宗の奸相楊國忠が馬嵬で、禁軍の憤怒を買ひ、遂に軍士の爲に噉食された(『新唐書』卷二百六、楊國忠傳)。五代の後晉の末年に、契丹の手先となつて大梁に跋扈した張彥澤が後に死に處せられた時、市民は争つて其腦を破ぶり其髓を取り、其肉を嚙して之を食した(『五代史記』卷五十二、張彥澤傳)。張彥澤と略時代を同くして閩の王延政がある。閩主王審知の子で、閩の最後の主君である。彼は建州を根據として居つたが、部下に在つた、福州兵の謀叛の噂を聞き、兵を伏せて福州兵八千人を殺し、その肉を脯として食料に供した(『明の黃仲昭の『八閩通志』卷二十七參看)。當時王延政は格別食糧に窮して居らぬから、この擧は全く憎惡から出たものと解釋せなければならぬ。

元の世祖時代に政權を握つた色目人に阿合馬がある。彼は諸方面の反感を買つたが、後にその罪惡が暴露して誅戮された時、かねて彼の專横を惡める人々は争つてそ

の肉を食した。同時代の鄭所南の『心史』に、

軍民盡分燔鬻阿合馬之肉進而食。貧人亦莫不燔典進衣歌
飲相慶進。燕市酒三日俱空。

と記して居る。又明の武宗時代の宦者に劉瑾がある。所謂八虎の隨一で、隨分專横に振舞つた。後に罪を發かれて市に磔せられた時、諸人の彼を怨めるもの、一錢を以てその一鬻を買ひ、之を生食したといふ(『皇明通紀』卷十)。

要するに支那人の間に、罪人の肉を噉ふことは、一種の私刑として公認の姿となつて居る。怨まれたる、若くば惡まれたる罪人は、所定の公罰を受くるのみでなく、同時に民衆又は仇家に噉食されるといふ私刑を受けねばならぬ。此の如くにして Solayman のいふ所()の、不忠者は斬罪に處せらるる上に、その肉は食ひ盡されることも、又 Abū Zayd の傳へる所()の姦通、泥棒、殺人等、民衆の怨を買ふべき性質の罪人は、所定の公罰を受けた後、更に民衆の爲に食ひ盡されることも、大體に於て事實を得たものである。但 Abū Zayd の此等の罪人が、一律に死刑に處せられるといふ點は、一考を要する

と思ふ。殺人罪を犯す者の死刑に處せられることは、先づ當然として、唐時代に姦通者や泥棒が、概して死刑に處せられるといふことは、必しも事實でない。『唐律』卷二十六(雜律上)に據ると、一般の姦通罪は徒二年である。されど支那人は親屬間に於ける姦通に對しては、中々厳しい制裁を加へるから、『唐律』にもこの方面の姦通に對しては、

諸姦燔從祖祖母姑。從祖伯叔母姑。從父姊妹。從母。

及兄弟妻。兄弟妻。兄弟子妻燔者流二千里。強者絞。

諸姦燔父祖姪。伯叔母。姑。妹。子孫之婦。兄弟之

女燔者絞。

と規定してある。『明律』(卷二十五、犯姦律)の規定は一層嚴重で、『唐律』の流は絞に、絞は斬に改められて居る。男女の別の嚴なる支那では、男女相識の範圍は甚だ狹隘で従つて男女の姦通といふ事件は親屬間に多い。親屬間の姦通は、時に死刑に處せらるることもある。此の如くして姦通者が死刑に處せらるるといふ Abū Zayd の所傳も、部分的には正しい。次に Abū Zayd の所謂泥棒 (voleur) を強盜の意味に解すれば、この所傳も大體に於

て正しい。支那の法律では、竊盜は概して死刑に處せぬが、強盜に對しては中々重い。『唐律』卷第十九（賊盜律三）の規定では、

諸強盜不得得得財。徒二年。一尺徒三年。二尺及加一等得。十疋及傷人者絞。殺人者斬。其持仗者。雖不得財。流三千里。五疋絞。傷人者斬。

となつて居るが、『明律』（卷十八、賊盜律）の強盜に對する處分は、今一段と嚴重で、概して斬罪に行ふ。死罪に當る者を笞打ち殺すとは、所謂杖殺をいふ。唐の中世以後は、謀反、惡逆等の如き重大なる者を除き、比較的軽い死罪者は、杖殺するのが普通であつた（『新唐書』刑法志參看）。アラブ人はこの事實を傳へたものと思はれる。

Marco Polo は元の上都に就いて、

此等の人民は、私が讀者に告知して置かねばならぬ一種（特別）の風習を有す。若し或る者が死に處せられ、官憲の手にて殺戮された時には、彼等人民はその死體を料理して食用に供する。されど（斬殺にあらざる）自然による死者の肉は食はぬ（Yule and

Cordier; Marco Polo. vol. I, p. 301)。

と述べて居る。茲にいふ「此等の人民」とは、指す所やや曖昧であるが、上都地方の住民 北支那人及び蒙古人 を意味するものと想ふ。兔に角その風習は支那人のそれに似て、Solayman の記事（一）と一致する。支那人は時に病死者の肉を、甚しきには墓中より掘り出した屍肉すら食ふこともあるが、こは特別の場合に限り、普通は殺害した、又は殺害された人肉を食ふのであるから、Marco Polo や Solayman の所傳は、大體に於て間違がない。

支那人は父兄の讎に對して、不俱戴天の強い反感をもつ。已に『禮記』にも、

子夏問於孔子曰。居於父母之讎何。如之何禮。子曰。寢不背枕。干不背干。弗與共天下也。遇諸市朝禮。

不得反兵而鬪（『禮記註疏』卷七、檀弓上）。

兄弟之讎。不得反兵（『禮記註疏』卷三、曲禮上）。

と明記してある通り、儒教は復讎主義を是認し、又獎勵して居る。故に支那人は父兄の讎を尤も惡むべき怨敵と認め、その復讎の場合には、單にその生命を絶つのみを以て満足せず、往々その骨肉心肝を食ひ盡くして仕舞ふ。

西晋末の焮登は、その父を殺害した馬晚を斬つて、その肝を食し(『欽定古今圖書集成』人事典卷二十一所引、東晋の常璩の『西川後賢志』)、東晋初の趙胤は、その父趙誘の讎なる杜會を斬つて、その肺肝を食した(『太平御覽』卷四百八十一所引、東晋の王隱の『晋書』)。東晋時代に出了た謝混が、その父兄の讎に當る張猛を殺して、その肝を食つたことが、『晋書』卷七十九の謝琰傳に見えて居り、同時代の馬權が、その兄の讎なる瓶母翊を殺して、その肝を食つたことが、『十六國春秋』卷九十七の北涼録四の馬權傳に見えて居る。馬權はもと胡人であるが、當時の支那人間に行はるる風習にならつて、讎の肝を食したものらしい。隨初の王頌は、その父が陳の武帝に殺害されたのを怨み、隋の征南軍に加つて陳を滅ぼし、武帝の陵を發いて、その骨を焚き水に混じて之を飲んだといふ(『隋書』卷七十二、孝義傳)。唐初の王君操は、父の讎なる李君則を刺殺し、その腹を剖き、心肝を取り出して、立所に噉食し盡した(『舊唐書』卷百八十八、孝友傳)。特に心臓や肝臓を食する場合の多い理由は、已に Groot の注意せる如く、この心肝は生命の根源として、支那人一

般に信ぜられて居るかである (The Religious System of China. Vol. IV, pp. 373-374)。その仇敵の心肝を食ひ盡くすことは、彼の生命に對して、最後の、同時に最大の打撃を與へ、その復活を不可能ならしむる所以に外ならぬ。

怨敵の肉なり骨なり心肝なりを食して、鬱憤を晴らすといふのが、支那人古來の風習である。近く西曆千八百九十五年の八月に、廣東地方の或る村落間に水論が起り、兩派に分かれて激しい争鬪を續けた。この争鬪の間に、雙方とも多くの死傷者を出し、又若干の捕虜が出来た。此等敵の捕虜は、やがて殺害せられ、その肉は村董仲間へ食料として分配されたと、信用すべき當時の英字新聞は傳へて居る (Ball: Things Chinese, p. 128)。支那の淫書に『覺後禪』がある。その卷三に艶芳といふ婦人が、情人未央生の變心を疑ひ、之を責めた書翰中に、

從^レ此^レ絶^レ交^レ。以後不^レ得^レ再^レ見^レ。若^レ還^レ再^レ見^レ。我必咬^レ爾^レ的肉^レ。當^レ做^レ猪^レ肉^レ狗^レ肉^レ吃^レ也。

と述べて居る。婦人の文句としては、随分興覺めたものだが、之も支那人間に、怨家の肉を喫食する風習の存在

することと關聯して、始めて了解し得る文句である。

やや事情を異にするが、宋の魯應龍の『閑窓括異志』、『稗海』本に載せてある左の記事も、亦支那人の Cannibalism を研究するに當つて、一應參考に資すべき材料と思ふ。

江南平。建州有^燻大将余洪敬^燻。妻鄭氏有^燻絶色^燻。爲^燻

亂兵所^燻獲。獻^燻於裨將王建峰^燻。遇^燻以非禮^燻。鄭志

不^燻可^燻奪。脅^燻以^燻白刃^燻。不^燻屈。又命^燻引^燻所^燻掠^燻婦人^燻。

令^燻鄭^燻殺^燻以^燻食^燻。謂^燻鄭^燻曰。汝^燻懼^燻乎。曰^燻此^燻身^燻寧^燻早^燻充^燻

君^燻庖^燻。誓^燻不^燻可^燻燻^燻以^燻非^燻禮^燻汚^燻我^燻。

婦徳を失はんより身命を擲たんとする、鄭氏の貞節も

感心すべきであるが、怒を犯して命を喪ふことを、充^燻君

庖^燻 料理の材料に供する といふ、支那式の所が面

白い。

憎惡とはいへぬが威嚇の目的で、支那人が蠻人の肉を食した場合が、支那史乘に尠からず見當る。殊に唐宋時代に多い。しばらくその二三の例證を左に附記いたさう。

唐の徳宗時代に、良原の刺史になつた郝 是、吐蕃人を捕獲して之を噉食した(唐の李肇の『唐國史補』卷中)。五代の前蜀の王建時代に、四川の軍士は雲南蠻人の入寇

するものを擒にして、之を噉食した(五代の孫光憲の『北夢瑣言』卷五)。尤も甚しいのは、北宋の初期に出た、王彦昇である。『宋史』卷二百五十に次の如き記事を發見する。

西人(西戎)有^燻犯^燻漢^燻法^燻者^燻。(王)彦昇不^燻加^燻刑。

召^燻僚^燻屬^燻飲^燻宴。引^燻所^燻獲^燻犯^燻。以^燻燻^燻手^燻。燻^燻斷^燻其^燻耳^燻。大嚼^燻脛

酒^燻下^燻之。其人^燻流^燻血^燻被^燻燻^燻體^燻。股^燻栗^燻不^燻敢^燻動^燻。前後^燻啗^燻者

數^燻百^燻人。西人^燻畏^燻之。不^燻敢^燻犯^燻燻^燻塞^燻。

支那人が臺灣を占領した時代には、近く日清戦役の頃まで、臺灣在住の支那人間に、島中の蕃人の肉を食用する風習が行はれ、蕃人の肉が豚肉同様に市場に公賣されたことも稀有でなかつたと、千八百九十六年一月發行の『Hongkong Daily Press』に見えて居る (Ball: Things Chinese, pp. 128-129)。

三四 三一

十一 一

(五) 醫療の目的で人肉を食用する場合。

唐時代から現時に至るまで約千二百年に亘つて、隨分

廣く行はれて居る。この人肉を療疾の良劑として紹介したのは、唐の開元時代の明醫、陳藏器の『本草拾遺』にはじまずといふ。『新唐書』卷百九十五の孝友傳の序に、

唐時陳藏器著煇本草拾遺煇。謂。人肉治煇羸疾煇。自煇是民間以煇父母疾煇。多煇股肉煇而進煇。

と記してある。ほぼ同一の記事が北宋初期の錢易の『南部新書』辛に見えて居るから推すと、『新唐書』は『南部新書』に本づけること疑を容れぬ。歴史を調査しても、唐以前に醫療の目的で人肉を食用した事實は、殆ど見當らぬ。絶無と迄は斷言出來ずとも、先づ絶無に近い。『南史』の孝義傳、『北史』の孝行傳、列女傳を見渡しても骨肉を つて、その父母舅姑の療病に供したものは、一人も見當らぬ。

所が『新唐書』の孝友傳に、始めて父母の疾病を醫療すべく、自己の肉を割いた孝子三人を載せてある。何れも唐の中世以後のものとして認められる。降つて『宋史』の孝義傳、列女傳、『元史』の孝友傳、列女傳、『明史』の孝義傳、列女傳の中には、醫療の目的で人肉を食用した例證が頗る多い。陳藏器の『本草拾遺』から、この風習

の桶を作つたといふことも、大體に於て事實を得たものと認めねばならぬ。さればこそ支那一流の刺股行孝といふ風習は、唐以後に限つて、隋以前に見當らぬのである。

陳藏器の『本草拾遺』は原の儘では今日傳らぬが、後世の本草書類に引用されて居るから、その大概を知ることが出来る。支那本草を集成した、明の李時珍の『本草綱目』卷五十二にも、亦『本草拾遺』を引き、羸瘵の醫藥として人肉を擧げて居る。吾が輩は人肉が醫藥として、しかく有効のものであるや否やを審にせぬが、支那人の記録によると、餘程效能あるやうである。

父母の爲、若くば舅姑の爲め、自己の股肉を割いて供した所謂孝子孝女は、唐宋以後の正史野乘を始め、各地方の通志、府縣志等に疊見して居つて、一々列擧するに堪へぬ。しばらくその一端を示す爲に、四五の事實のみを次に紹介する。

(a) 『宋史』卷四百六十、列女傳、

吉州安福縣朱雲孫妻。劉氏姑病。雲孫煇股肉煇作煇糜以進而愈。姑復病。劉亦煇股以進又愈。尚書謝諤爲

賦煇孝婦詩煇。

(b) 『元史』卷百九十八、孝友傳、

胡伴侖。鈞州密縣人。其父實嘗患_瘧心疾_瘧。數月幾死。

更_瘧數醫_瘧俱莫_瘧能療_瘧。伴侖乃齋沐焚_瘧香_瘧。泣告_瘧于天_瘧。

以_瘧所_瘧佩小刀_瘧。於_瘧右脇傍_瘧。瘧_瘧其皮膚_瘧。割_瘧脂一

片_瘧。煎藥以進_瘧。父疾遂神_瘧。其傷亦旋愈_瘧。朝廷旌_瘧表

其門_瘧。

(c) 『元史』卷二百、列女傳、

秦氏二女。河南宜陽人。逸_瘧其名_瘧。父嘗有_瘧危疾_瘧。醫

云不_瘧可_瘧攻_瘧。閉_瘧戶默禱_瘧。擊_瘧己腦_瘧和_瘧藥進飲_瘧。遂

愈_瘧。父後復病_瘧。欲_瘧絕_瘧。妹_瘧股肉_瘧置_瘧粥中_瘧。父小啜

即甦_瘧。

(d) 『四川總志』(『欽定圖書集成』閩媛典、第三十四卷、閩孝部列傳三所引)

四川茂州鄧氏文節妻。節赴_瘧秋試_瘧。母李患_瘧病_瘧。醫治

莫_瘧效_瘧。鄧_瘧左臂肉_瘧。作_瘧羹奉_瘧姑_瘧。姑食_瘧之異_瘧。越數

日復思_瘧之_瘧。子嘉謨跪告_瘧于母_瘧。曰。母能食_瘧姑_瘧。孫

獨不_瘧能_瘧食_瘧祖母_瘧耶。嘉謨亦割以進_瘧。李疾漸愈_瘧。有

司以闡旌表_瘧。

(e) 『武進縣志』(『欽定圖書集成』閩媛典、第三十四卷、閩孝部列傳三所引)、

楊氏徐時肩妻。年十三。母病_瘧瘵_瘧。醫_瘧禱不_瘧愈_瘧。晝夜

哭泣_瘧。瘧_瘧左臂肉_瘧進_瘧之_瘧。卒無_瘧救_瘧。哀毀骨立_瘧。三年

不_瘧見_瘧齒_瘧。父病_瘧。奉_瘧湯藥_瘧必嘗_瘧。疾甚_瘧。焚_瘧香_瘧。燻_瘧天

號_瘧。願_瘧以身代_瘧。復_瘧右臂肉_瘧以進_瘧。及_瘧筭嫁_瘧爲_瘧

徐氏媳_瘧。夫就_瘧外傳_瘧。事_瘧舅姑_瘧盡_瘧孝_瘧。夫早喪_瘧。氏

年二十七_瘧。以_瘧舅姑在_瘧。不_瘧敢_瘧死_瘧。……姑病_瘧。復如_瘧

前_瘧。瘧_瘧體肉_瘧和_瘧藥進_瘧。姑病獲_瘧愈_瘧。……人木爲_瘧三

孺人_瘧。

父母舅姑の爲に、自己の肉を_瘧る_瘧ことは、最上の孝行として、社會も歡迎し、官憲も獎勵した。所が雷同性の多い、模倣性に富む支那人のこゝとて、その流弊憂ふべきに至り、支那官憲も幾分之を抵制する必要を感じて來た。已に『元典章』卷三十三、行孝の部に、至元三年(西曆一二六六)の禁割肝瘵眼、至元七年(西曆一二七〇)の行孝割股不當の條文が載せてある。後者の條文の中に、割_瘧股旌賞體例_瘧。雖_瘧爲_瘧行_瘧孝_瘧之一端_瘧。……頗與_瘧聖

人垂戒。不_燃敢毀傷父母遺體_{不_燃同}。又恐愚民不_燃知侍養常道_{不_燃同}。因緣奸弊。以敢毀傷肢體_{不_燃同}。或致爆性_{不_燃同}命_{不_燃同}。又貽_{不_燃同}父母之憂_{不_燃同}。……今後遇_{不_燃同}有割_{不_燃同}股之人_{不_燃同}。

雖_{不_燃同}在_{不_燃同}禁_{不_燃同}限_{不_燃同}。亦不_{不_燃同}須_{不_燃同}旌_{不_燃同}賞_{不_燃同}。

と明記してある。されど元の泰定二年（西曆一三二五）に新刊した『事林廣記』王集卷一に、

諸_{不_燃同}……爲_{不_燃同}祖_{不_燃同}父母_{不_燃同}、父_{不_燃同}母_{不_燃同}、伯_{不_燃同}叔_{不_燃同}父_{不_燃同}母_{不_燃同}、姑_{不_燃同}蓋_{不_燃同}及_{不_燃同}舅_{不_燃同}姑_{不_燃同}。

割_{不_燃同}股_{不_燃同}（奴_{不_燃同}卑_{不_燃同}爲_{不_燃同}本_{不_燃同}主_{不_燃同}同_{不_燃同}）並_{不_燃同}委_{不_燃同}所_{不_燃同}屬_{不_燃同}。由_{不_燃同}覆_{不_燃同}朝_{不_燃同}廷_{不_燃同}。

官_{不_燃同}支_{不_燃同}絹_{不_燃同}五_{不_燃同}疋_{不_燃同}、羊_{不_燃同}兩_{不_燃同}頭_{不_燃同}田_{不_燃同}一_{不_燃同}頃_{不_燃同}。以_{不_燃同}勸_{不_燃同}孝_{不_燃同}悌_{不_燃同}。

とあり、且つ『元史』に至元七年以後も、父母舅姑の爲に、股肉を割いた男女を旌賞した實例が疊見して居るに據ると、行孝割股不當の條文の、實際に於ける效力は疑問と申さねばならぬ。

明の太祖は實際的政治家として、中々傑出し居るが、彼は割股行孝の流弊を知つて、新に之を制限した。明初に青州日照縣の住民に江伯兒といふ者があつて、その母が病に罹つた時、自分の肉を割いて進めたが、十分の效驗がない。彼は遂に神に願掛けして、母の病が平いだら、我が子を殺すことを誓つた。後幸に母が平癒したから、彼

はかねての願掛け通り、三歳になる幼兒を殺して神に謝した。地方官憲は江伯兒を母に孝なる者として、旌表すべく上聞した。所が太祖は江伯兒の行爲は人倫を絶滅せる、以ての外の非行として、大に怒り之を海南島に遠謫し、且つ禮部に命じて、將來に於ける孝行旌表の事例を詳議させた。禮部の詳議した結果は、明の何孟春の『餘冬序錄摘抄』一（『紀錄彙編』卷百四十八）に、次の如く記載してある。

子之事親。居則致_{不_燃同}敬_{不_燃同}。養則致_{不_燃同}其_{不_燃同}樂_{不_燃同}。有_{不_燃同}疾_{不_燃同}則

拜_{不_燃同}託_{不_燃同}良_{不_燃同}醫_{不_燃同}。嘗_{不_燃同}進_{不_燃同}善_{不_燃同}藥_{不_燃同}。……若_{不_燃同}臥_{不_燃同}水_{不_燃同}割_{不_燃同}股_{不_燃同}。前古

所_{不_燃同}無_{不_燃同}。事_{不_燃同}出_{不_燃同}後_{不_燃同}世_{不_燃同}。亦_{不_燃同}是_{不_燃同}間_{不_燃同}見_{不_燃同}。割_{不_燃同}肝_{不_燃同}之_{不_燃同}學_{不_燃同}。殘_{不_燃同}害_{不_燃同}爲_{不_燃同}最_{不_燃同}。且_{不_燃同}如_{不_燃同}父_{不_燃同}母_{不_燃同}止_{不_燃同}有_{不_燃同}一_{不_燃同}子_{不_燃同}。割_{不_燃同}股_{不_燃同}割_{不_燃同}肝_{不_燃同}。或_{不_燃同}至_{不_燃同}喪_{不_燃同}生_{不_燃同}。

臥_{不_燃同}水_{不_燃同}或_{不_燃同}至_{不_燃同}凍_{不_燃同}死_{不_燃同}。使_{不_燃同}父_{不_燃同}母_{不_燃同}無_{不_燃同}依_{不_燃同}。宗_{不_燃同}禡_{不_燃同}之_{不_燃同}生_{不_燃同}。豈

不_{不_燃同}反_{不_燃同}爲_{不_燃同}偉_{不_燃同}大_{不_燃同}不_{不_燃同}孝_{不_燃同}乎_{不_燃同}。原_{不_燃同}其_{不_燃同}所_{不_燃同}爲_{不_燃同}自_{不_燃同}。愚_{不_燃同}昧_{不_燃同}之_{不_燃同}徒_{不_燃同}。一_{不_燃同}時

激_{不_燃同}發_{不_燃同}。及_{不_燃同}務_{不_燃同}爲_{不_燃同}詭_{不_燃同}異_{不_燃同}之_{不_燃同}輩_{不_燃同}。以_{不_燃同}驚_{不_燃同}俗_{不_燃同}駭_{不_燃同}世_{不_燃同}。希_{不_燃同}求_{不_燃同}旌

表_{不_燃同}。割_{不_燃同}股_{不_燃同}不_{不_燃同}已_{不_燃同}。至_{不_燃同}於_{不_燃同}割_{不_燃同}肝_{不_燃同}。割_{不_燃同}肝_{不_燃同}不_{不_燃同}已_{不_燃同}。至_{不_燃同}於

殺_{不_燃同}子_{不_燃同}。違_{不_燃同}道_{不_燃同}傷_{不_燃同}生_{不_燃同}。莫_{不_燃同}此_{不_燃同}爲_{不_燃同}甚_{不_燃同}。自_{不_燃同}今_{不_燃同}人_{不_燃同}子_{不_燃同}。遇_{不_燃同}

父_{不_燃同}母_{不_燃同}病_{不_燃同}。醫_{不_燃同}治_{不_燃同}弗_{不_燃同}愈_{不_燃同}。無_{不_燃同}所_{不_燃同}控_{不_燃同}訴_{不_燃同}。不_{不_燃同}得_{不_燃同}已_{不_燃同}而_{不_燃同}臥_{不_燃同}

水_{不_燃同}割_{不_燃同}股_{不_燃同}。亦_{不_燃同}聽_{不_燃同}其_{不_燃同}爲_{不_燃同}。不_{不_燃同}在_{不_燃同}旌_{不_燃同}表_{不_燃同}之_{不_燃同}例_{不_燃同}。

朝廷はこの議を採用して、洪武二十七年（西曆一三九四）に、

凡割股或至傷生。臥水或至凍死。自_不稱爲_禮孝。若爲_禮旌表。恐_其倣_倣。通行_禮禁約。不_禮

許_禮旌表。〔『禮部志稿』卷二十四〕。

と發布した。されどこの禁約も支那一流の空文で、爾後明一代を通じて、依然官憲も之を旌表すれば、民間も之を奨揚する（明の張鼎思『琅邪代醉編』卷二十參看）。從つて股を割いて孝を行ふ風習が毫も衰廢せぬ。否有明三百年の間に、割股行孝の風習は、前代に比して一層流行した趣がある（Grooff: The Religious System of China. Vol. IV, p. 387）。随分皮肉な事實ではないか。

清朝では早く順治九年（西曆一六五二）に、明初の規定を復活して、

割_禮股或致_禮傷_禮生。臥_禮水或致_禮凍_禮死。恐_禮民_禮仿_禮效_禮。

不_禮准_禮旌_禮表_禮。〔欽定大清會典事例』卷四百三、旌表

節孝の條）。

といふ禁令を公布して居る。されどこの規定も七八十年の後には、次第にその效力を失つた。雍正六年（西曆一七

二八）に、福建の巡撫から管内の孝子李盛山といふものが、肝を割きて母の病を救ひ、母の病は癒えたが、彼自身はその傷重くして遂に死んだから、この孝子に旌表を加へたいと申出た。禮部は「割_禮肝乃小民_禮輕_禮生_禮愚_禮孝。向_禮無_禮旌_禮表_禮之_禮例。應_禮不_禮準_禮行_禮。」と議決したが、雍正帝は、

朕_禮念。割_禮肝_禮療_禮疾。事_禮雖_禮不_禮經_禮。而_禮其_禮迫_禮切_禮救_禮母_禮之

心。實_禮屬_禮難_禮得。深_禮可_禮憐_禮憫。已_禮加_禮恩_禮準_禮其_禮旌_禮表_禮矣

〔欽定大清會典事例』卷四百三、旌表節孝の條）。

とて、特旨で旌表を加へられて居る。勿論雍正帝は今回の處置を以て定例となすべからず、又地方官憲はよく管内の人民に、割肝輕生の愚擧を懇戒すべき旨を仰せ下されて居るが、免に角この時以來、國初の禁令のやや弛緩されたのは争ふことが出来ぬ。爾來二百年の間、依然として割肝 股の風が行はれ、官憲もその行爲が賣名の目的でない限り、之に旌表を加へて居る。清代の記録や新聞に、かかる例證が多く散見して居るが、煩を恐れて茲には引用すまい。二十餘年間支那に布教して、該國情に精通して居るアメリカの Arthur Smith も、その Chinese Characteristics, p. 178 に、

支那人は兩親が難治の疾病に罹る時は、その子女たる者が、自己の肉片を割き之を調理して父母に進めることが、尤も有効な療法と認めて居る。支那の新聞紙上に、時々かかる療法を實行した場合の報道が記載されてある。著者自身も、親しく母親の病氣を醫すべく、自己の股肉を割いた若者に面會したことがある。彼は宛も古武士が戦場で受けた古傷を示すが如き得意な態度で、自分にその傷痕を示したと述べて居る。

支那人は單に人肉ばかりでなく、人體の一部分、例へば人膽、人骨、人血、毛髮、爪甲等を始め、その他の奇妙なものまで、皆醫藥として效能あるものと信じて居る（『本草綱目』卷五十一「Behrens; Der Kannibalismus der Chinesen. Globus. Bd. LXXXI, Nr. 6, SS. 96-97. Groot; The Religious System of China. Vol. IV, Chap. XIV, pp. 389-405. 參看）。明代の高案といふ宦者が、生殖器を再生せしむる目的で、無數の童男を買取り、之を殺害してその腦髓を啖つた（『野獲編』卷六）といふ如き、及び之に類似せる幾多笑ふべき迷信的行爲はしば

らく措き、支那人は一般に人の生血、生膽の效能に就いて、多大の信賴を以つて居る。Rennie に據ると、千八百六十五年の頃、北京西郊で罪人を處刑した時、刀手はその斬り首より噴出する鮮血に饅頭を漬し、血饅頭と名づけて市民に販賣したといふ（Peking and the Pekingese. Vol. II, pp. 243-244）。又長髮賊の亂中に、上海在住の外國商館に雇はれて居つた支那人の召使は、自己の膽力を増進する目的で、所刑された賊徒の心臓を食用したといふ（Balfour; Cyclopaedia of India. Vol. I, p. 570）。この罪人の生血、生膽等を強壯劑として珍重することに關して、支那在住の西洋人の報告も尠からず傳つて居るが（Yule and Cordier; Marco Polo. Vol. I, p. 312）茲には引用せぬ。

罪人の心肝を使用するのは、まだよい。支那では療病の目的で、他人の生命を斷ち、その肉なりその肝なりを採取する兇行が、古來可なり行はれて居る。已に元代無名氏の『鬼董』（知不足齋叢書）本）卷十二に、左の如き記事が見當る。

嘉定戊寅（西曆一二二八）冬。廣西諸司。奏譯知欽州

林千之食_燻人事_燻。始千之得_燻未疾_燻。有_燻道人_燻。教_燻以_燻童男女肉_燻。強_燻人筋骨_燻。遂捕_燻境內男女十二三歲_燻。腊而食_燻之。謂_燻之地雞地鴨_燻。其家小婢妾被_燻食甚衆_燻。又以_燻厚賄_燻使_燻卒_燻。掠_燻人虛市間_燻。民稍知_燻之。皆深閉不_燻敢出_燻。卒無_燻以應_燻命_燻。乃走_燻其鄰橫州_燻。伏_燻莽中掠_燻過者_燻。橫州民呼_燻爲_燻紅衣人_燻。意_燻其盜_燻也。告_燻州捕得_燻。卒言_燻其情_燻。監司_燻上_燻諸朝_燻。既而獄久不_燻決_燻。又使_燻大理評事孫_燻。往_燻全州_燻置_燻獄_燻勸_燻之。還延_燻歲餘_燻。千之竟從_燻輕典_燻。僅追毀除_燻籍_燻。配_燻吉陽_燻牢城_燻而已。既而言者論_燻涇罪_燻。涇罷去_燻。

『鬼董』には荒誕な記事も多いが、林千之のことは、『寶退録』を始め、宋元の記録に散見して居るから、當時一般に事實として信用されたらしい。この記事を如何程信用すべきかはしばらく措き、明清時代の記録にも、之と類似的事實が往々發見される。明律に採生折割人の條項があつて、生人の臟腑を取つて人體を毀損する者に對する刑罰を述べて、

凡採_燻生折割人_燻者。凌遲處_燻死_燻。財產斷_燻付死者之家_燻。妻子及同居家口。雖_燻不_燻知_燻情_燻。竝流_燻二千里安

置_燻。爲_燻從者斬_燻（『明律』卷十九、人命部）。

とある。『清律』も全然同一である。隨分の重罰で、人の心肝を採取する者は、この罰を受けねばならぬ。之に拘らずこの條項を犯す者が尠くない（『大清律例集要新編』卷二十五下參看）。豈に驚くべきではないか。

三七 三六
十二 二一

古代に溯ると Cannibalism は、存外廣く諸國民の間に行はれて居つた。中古時代のヨーロッパ人の間にも、この蠻風が存在したといふ。否中古に限らず、最近に於ける大戰役の際にも、オーストリーやロシア邊では、食糧缺乏して人肉を食用したと傳へられて居る。しばらく支那の四圍を見渡すと、西のチベット人、北の蒙古人、東の朝鮮人、南の安南、占城諸國民の間にも、嘗て Cannibalism の行はれた證據歴然たるものがある。ただ我が日本人の間には、支那傳來と思はるる迷信に本づき、療病の目的に、人肉を使用した極めて稀有の場合を除き、記録の上では殆どこの蠻風が見當らぬ。『日本書記』卷十九、欽明

天皇の二十八年（西曆五六七）の條に、

郡國大水。飢。或人相食。轉倭傍郡穀糧。以相救。

とあるは、已に先人の指摘した如く（敷田年治『日本書紀標注』卷十六參看）、『漢書』の元帝本紀初元元年（西曆前四八）九月の條に、

關東郡國十一。大水。饑。或人相食。轉倭旁郡錢穀糧。以相救。

とある原文をその儘に襲踏したもので、必しも當時の事實を傳へたものでないかと思はれる。第一郡國の二字は、漢代の支那に於てこそ意義もあれ、我が國としては餘り妥當でない。兔に角日本人が飢饉の場合、籠城の場合に、人肉を食用したといふ確證が見當らぬ。まして嗜好の爲、憎惡の爲、人を啖つた事實の見當らぬのは申す迄もない。太田錦城が、日本では神武開闢以來、人が人を食ふこと見當らざるは、我が國の風俗の淳厚、遠く支那に勝る所以と自慢して居るが（『梧桐漫筆』後編上）、この自慢は支那人と雖ども承認せねばなるまい。

此の如く食人肉の風習は随分廣く世界に行はれて居つたが、支那の如き世界最古の文明國の一つで、然も幾千年

間引續いて、この蠻風を持續した國は餘り見當らぬ。支那人間に於けるこの Cannibalism は、外國傳來のものであるか、若くはその國固有のものであるかは、勿論容易に決定することが出来ぬ。但極めて悠遠なる時代から、可なり普通に、この蠻風が支那人間に存在したことは、吾が輩が上來紹介し來れる事實に據つて、疑を容るべき餘地がない。

日支兩國は脣齒相倚る間柄で、勿論親善でなければならぬ。日支の親善を圖るには、先づ日本人がよく支那人を了解せなければならぬ。支那人をよく了解する爲には、表裏二面より彼等を觀察する必要がある。經傳詩文によつて、支那人の長所美點を會得するのも勿論必要であるが、同時にその反對の方面、即ちその暗黒の方面をも一應心得置くべきことと思ふ。食人肉風習の存在は、支那人にとつて餘り名譽のことでない。されど儼然たる事實は、到底之を掩蔽することを許さぬ。支那人の一面に、かかる風習の存在せし、若くば存在することを承知し置くのも、亦支那人を了解するに無用であるまいと思ふ。

支那人間に於ける食人肉風習の存在は、決して耳新し

い問題でない。南宋の趙與時の『賓退録』、元末明初に出た陶宗儀の『輟耕録』を始め、明清時代の支那學者の隨筆、雜録中に、斷片的ながらこの食人の史實を紹介し、若くば論評したものが尠くない。日本の學者でこの史實に注意したのも、二三に止らぬ。就中『東京學士會院雜誌』第三篇八冊に掲載されてある、神田孝平氏の「支那人肉食ヲ食フノ說」の一篇が、尤も傑出して居る。傑出して居るが、勿論十分とはいへぬ。

元時代の Marco Polo 以來、明清時代に支那に來た、西洋の宣教師や旅行家が、往々支那人間に於ける食人肉風習を傳へて居るが、何れも斷片的報告に過ぎない。この風習に關する研究的な論文は、未だ歐米の學界に發表されて居らぬ。千九百二年二月六日發行の Globus 雜誌に Behrens の Der Kannibalismus der Chinesen と題せる一篇を收めてあるが、この論文も、一二頁の短篇で、特に紹介する程の價值がない。

吾が輩の知れる範圍では、西洋の學者の中で、支那人の Cannibalism に關して注意に價するものは、英國の Yule とオランダの Groot との二人である。Yule はその名著

Marco Polo (1903 版 Vol. I, pp. 312-313) 中に、主として西洋方面の材料によつて、支那人の Cannibalism を紹介して居る。例によつて博引旁搜ではあるが、支那方面の材料を殆ど利用してないのが大なる缺點と思ふ。Groot は Yule と反對に、主として支那方面の材料によつて、支那人の Cannibalism を紹介して居る。(The Religious System of China. Vol. IV, pp. 364-389)。支那方面より蒐録した材料の豊富なことは、確に前人に卓越して居つて、西洋人としては随分努力を要せしことと想像されるが、食物の性質上當然とはいへ、Groot は醫療の目的で人肉を食用する場合のみに重きを置き、その他の場合に於ける支那人の Cannibalism を紹介することが甚だ十分でない。又彼は材料の選擇に妥當を缺き、正史や信憑すべき當時の記録よりも、荒誕不稽と思はる稗史小説を多く引用せる點に於て、同時に又類書より間接引用の多き點に於て、可なり如何を免れぬ。

吾が輩のこの論文は劈頭に宣告して置いた通り、Soylayman や Abû Zayd の所傳の正確なることを證明し、且つその所傳の事實に解釋を加へることを主目的とした

して居るが、同時に支那人の食人肉の風習を、歴史的に究明すると云ふ副目的に就いても、前人の所論に對して可なりの進歩を與へ得た積りである。

(大正十三年三月十九日稿・『東洋學報』第十四

卷第一號所載)

後註

- 一 9字下げ
- 二 「緒言」は中見出し
- 三 「ieme」は上付き小文字
- 四 「e」は上付き小文字
- 五 9字下げ
- 六 「一」は中見出し
- 七 縦中横
- 八 縦中横終わり
- 九 縦中横
- 一〇 縦中横終わり
- 一一 縦中横
- 一二 縦中横終わり
- 一三 9字下げ
- 一四 「二」は中見出し
- 一五 9字下げ
- 一六 「三」は中見出し
- 一七 9字下げ
- 一八 「四」は中見出し
- 一九 ここに「本全集第三卷所收」と注記
- 二〇 9字下げ
- 二一 「五」は中見出し
- 二二 9字下げ
- 二三 「六」は中見出し
- 二四 9字下げ

- 二五 「七」は中見出し
- 二六 9字下げ
- 二七 「八」は中見出し
- 二八 「(5)」は縦中横
- 二九 「(7)」は縦中横
- 三〇 9字下げ
- 三一 「九」は中見出し
- 三二 9字下げ
- 三三 「十」は中見出し
- 三四 9字下げ
- 三五 「十一」は中見出し
- 三六 四
- 三七 9字下げ
- 三八 「十二」は中見出し

底本：「桑原隲藏全集 第二巻」岩波書店
1968（昭和 43）年 3 月 13 日発行

初出：「東洋学報 第十四巻第一號」
1924（大正 13）年 7 月

底本は、「六ヶ敷い」の「ヶ」（区点番号 5-86）を、大振りにつくっています。

底本で使われている「{ }」はアクセント分解を示す括弧と重複しますので「{ }」に改めました。

底本通りの組み体裁を記述しがたいため、「三」「四」の表は形を変えました。

「四」の表に一部、皇帝名を補いました。

入力：はまなかひとし

校正：染川隆俊

2006 年 7 月 29 日作成

2011 年 3 月 24 日修正

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫（<http://www.aozora.gr.jp/>）で作られました。

入力、校正、制作にあたったのは、ボランティアの皆さんです。

お断り：この PDF ファイルは、青空パッケージ（<http://psitau.kitunebi.com/aozora.html>）を使って自動的に作成されたものです。従って、著作の底本通りではなく、制作者は、WYSIWYG（見たとおりの形）を保証するものではありません。不具合は、<http://www.aozora.jp/blog2/2008/06/16/62.html> までコメントの形で、ご報告ください。